

令和 8 年 6 月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和 8 年 6 月17日～18日

場 所 第 5 委員会室

令和8年6月17日(水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和8年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第10号 工事請負契約の変更について

○議案第11号 工事請負契約の変更について

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○議案第15号 工事請負契約の変更について

○議案第24号 令和8年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○報告事項

- ・令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和7年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

○その他報告事項

- ・みやざき産業振興戦略の改定について
- ・第12次宮崎県職業能力開発計画の策定について
- ・令和7年度の企業立地の状況について
- ・宮崎県観光振興計画の改定について
- ・みやざきグローバルプランの改定について
- ・次期指定管理候補者の選定について
- ・美しい宮崎づくり推進計画(改定計画)の骨子(案)について
- ・宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定について
- ・高速道路等の整備状況について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員長

本田利弘

副委員長

河野通博

委員

日高博之

委員

山内いっとく

委員

下沖篤史

委員

坂本康郎

委員

脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長

児玉浩明

商工観光労働部次長

甲斐慎一郎

企業立地推進局長兼

川越勉

企業立地課長

観光経済交流局長

伊東浩

商工政策課長

矢越智郁

経営金融支援室長

白水都

企業振興課長

長谷川誠

先端技術産業推進室長

野田忍

雇用労働政策課長

西久保耕史

観光推進課長

池北斉

スポーツランド推進課長

岩本真

国際・経済交流課長

藤元信孝

工業技術センター所長

湯地正仁

食品開発センター所長

黒木俊幸

県立産業技術専門校長

守部丈博

県土整備部

県土整備部長

中原学

県土整備部次長

鬼塚保行

(総括)

県土整備部次長

山浦弘志

(道路・河川・港湾担当)

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	松 田 真 二
高速道対策局長	山 下 明 男
管 理 課 長	菊 池 博
用地対策課長	米 丸 賢 悟
技術企画課長	前 田 秀 高
工事検査課長	後 藤 国 彦
盛土対策課長	春 田 博 文
道路建設課長	椎 葉 倫 男
道路保全課長	大部 藺 一 彦
河 川 課 長	中 武 透
ダム対策監	脇 山 富 夫
砂 防 課 長	今 村 拓 也
港 湾 課 長	那 須 紘 之
空港・ポート セールス対策監	高 澤 俊 満
都市計画課長	丸 岡 浩 二
美しい宮崎づくり推進室長	井 上 政 和
建築住宅課長	小 原 新 吾
高速道対策局次長	杉 本 達 哉

事務局職員出席者

議事課主任主事	矢 野 智 史
議事課主任主事	前 鶴 彩 友

○本田委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりであります
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○本田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、
商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 説明に入ります前に
3点ほど御報告させていただきます。

まず、中東情勢の関係であります。本県に
おきましても、燃油や原材料等の供給の不安定
化や価格上昇に伴いまして、幅広い分野で影響
が顕在化しております。

商工観光労働部では、3月に特別相談窓口を
設置いたしまして、これまでに資金繰りや補助
金の活用、そのほかにも多くの相談が寄せられ
ております。

また、5月からは、県の中小企業融資制度の
対象に中東情勢緊迫化の影響を受ける事業者を
追加し、円滑な資金繰りを支援しております。

さらに、2月補正予算で計上し、議会で承認
いただいた事業者の生産性向上等を支援する事
業など、物価高対策の早期執行を図っているこ
ろであります。

そして、昨日、追加提案させていただきました
補正予算案におきまして、今回の国の補正予
算に合わせて、特別高圧を受電する事業者を支
援するための予算を計上しております。

中東情勢につきましては、いろいろと情勢が
変化してきているところではありますが、商工
観光労働部としましては、県内経済や県民の暮
らしへの影響等をよく見極めて必要な支援に取
り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、日台観光サミットについてであり
ます。

先月29日、台湾で開催されました「2026日台
観光サミット in 苗栗（ミャオリー）」におい
て、同サミットの2027年の開催地が本県に決定

されました。

日台観光サミットは、日本と台湾双方における観光関係の政府関係者・事業者が今後の相互交流の拡大に向けた意見交換を行うものであり、観光面など台湾との交流拡大が非常に期待され、国際定期便が運航する本県にとって、極めて意義深いものと考えております。

県といたしましては、日本側の主催者である日本観光振興協会に対し、重ねて誘致活動を実施してきたところであり、県議会をはじめ台湾との交流に御尽力を頂いた関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

開催日程など、詳細はこれから決まっていくこととなりますが、今後とも関係自治体などとも一体となって、会合の成功に向けしっかりと準備を進めてまいります。

3点目は、ラグビー日本代表の宮崎合宿についてであります。

今月13日の土曜日から宮崎県屋外型トレーニングセンターにおいて、ラグビー日本代表の合宿が行われております。

ラグビー日本代表のような世界で戦うチームの本県での合宿が継続・定着していることで、スポーツランドみやぎの聖地化・ブランド化が着実に進んでいるという手応えを感じております。

県といたしましても、合宿期間中は選手ファーストに努めながら、最大限のバックアップを行ってまいります。

今後も、国スポ新施設等を有効に活用しながら、本県が目指すスポーツによる地域経済の活性化を牽引していけるよう、積極的に各種大会やスポーツキャンプの誘致に取り組んでまいります。

それでは、本委員会で御審議いただく商工観

光労働部所管の議案等について、その概要を御説明いたします。

お配りしております商工建設常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

まず、1の予算議案であります。

議案第24号「令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」については、電気料金が高騰する中で特別高圧電力を受電する県内企業を支援するため、予算を計上するものであります。

次に、2の報告事項であります。令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

最後に、3のその他報告事項としまして、みやぎ産業振興戦略の改定について、ほか4件について御報告いたします。

それでは、3ページを御覧ください。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から3列目の欄にありますとおり1億2,964万7,000円の増額であります。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目、商工観光労働部の行、左から3列目の欄にありますとおり、先ほどの1億2,964万7,000円が増額となり、その隣の補正前の額474億7,449万9,000円に今回の補正額を足した補正後の額は476億414万6,000円となります。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当局長及び担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○**本田委員長** 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**長谷川企業振興課長** 当課の追加補正予算に

ついて御説明いたします。

委員会資料4ページを御覧ください。

当課の補正額でございますが、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり1億2,964万7,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の額は16億8,639万9,000円となります。

その内容につきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

表の左から3列目、(事項)産業集積対策費、補正額が1億2,964万7,000円の増額であります。

これは、説明及び事業名欄にありますとおり、物価高騰対策に伴う補正となります。

事業の詳細について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

「特別高压電気料金激変緩和事業」であります。

予算額は1億2,964万7,000円、財源は、国庫(重点交付金)となります。

事業の目的であります。先日成立した国の令和8年度補正予算に盛り込まれております重点支援地方交付金を活用し、特別高压電力を受電する県内の中小企業等に対して、電気料金の一部を支援することにより、その負担軽減を図るものであります。

7ページを御覧ください。

表にありますとおり、電力区分は、一般家庭などが利用する低圧電力、工場・オフィスなどが利用する高压電力、そして大規模な工場やショッピングモール等が利用する特別高压電力に分かれております。

このうち低圧及び高压電力は、国が電力会社に対して一定額を補助することで利用料金を引き下げ、その負担軽減を図ることになりますが、この対象とならない、赤で囲っている部分の特

別高压電力につきましては、国は交付金を活用して各都道府県が事業者を支援することを推奨しており、本事業はこれを受けて支援するものであります。

6ページにお戻りください。

事業の概要の(1)事業内容ですが、特別高压電力で受電する、県内に事業所を有する中小企業等に対しまして、国が実施する低圧電力などの支援期間に合わせて、令和8年7月から9月使用分までの電気料金の一部を支援いたします。

補助額ですが、国の低圧電力などの補助単価を参考に、7月及び9月使用分につきましては、1kWh当たり0.9円以内で、各月の使用電力量が100万kWhを超えた部分については1kWh当たり0.6円以内、8月使用分につきましては、1kWh当たり1.2円以内で、月の使用電力量が100万kWhを超えた部分につきましては、1kWh当たり0.8円以内とし、県が県内中小企業等へ直接補助することにしております。

(3)成果指標につきましては、本事業が負担軽減につながったと回答する企業の割合100%としております。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○山内委員 委員会資料6ページの事業についてなんですけれども、対象となる県内企業数はどれぐらいあるのでしょうか。

また、全体の何%ぐらいを補填する形になるのか教えてください。

○長谷川企業振興課長 この事業に関しましては、今年の1月から3月使用分までにつきましては、先日までの締切りで申請を受け付けており、そちらにつきましては30件から申請をいただいているところであります。

それと金額的なところですが、特別高圧の契約というのはそれぞれ企業単位で違っておりまして、例えば九州電力の業務用の電力でいいますと、夏の7～9月につきましては1kWh当たり15.12円、そのほかの時期につきましては14.33円という電気料金になっております。

しかし、それぞれ企業が使われる電気プランは違っておりますので、一概にどれぐらいというのを申し上げることは難しいと思っております。

○山内委員 企業数は何件ですか。

○長谷川企業振興課長 今年1～3月の分につきましては、30件の申請をいただいております。

○山内委員 それから、成果指標が負担軽減につながったと回答する企業等の割合が100%ということですが、支援されて嫌だという企業はないと思います。

ですから、KPIに関しては営業利益だったり、そういった何か客観的な指標や成果を見るようなものはなかったのでしょうか。

○長谷川企業振興課長 委員のおっしゃるとおり、そういう指標もあり得るんですけれども、なかなか電気料金を軽減したからといって、そればかりで営業利益率などに反映するものではなく、適切な数値がなかったということで、これまでもこういう成果指標でさせていただいております。

○日高委員 この事業は、いわゆる低圧・高圧の部分については、国が支援として行い、一方で特別高圧は、その財源は国から交付金を出すから、そういう形の枠組みで全国一律で県や市町村でやってくださいという事業と理解していいですか。

○長谷川企業振興課長 そのとおりです。

○坂本委員 今の質問に関連して、この事業は

全国一律でやっているという理解していいですか。そうではないという認識なんですけれども。

○長谷川企業振興課長 事業としてはやっておりますけれども、各県で単価が違ったり、対象とするところを県によっては変えているところはあります。

○坂本委員 先ほどの山内委員の質問に関連して、成果指標は100%満足していただくという内容ですけれども、実際に調査や聞き取りをされているのでしょうか。

また、さらに何か要望などいろいろな意見は出ていないのでしょうか。

○長谷川企業振興課長 こちらはその後、調査をしております。

その結果として、こういう数字を出させていただいているということであります。

○坂本委員 この事業は結構やっていると思うんですけれども、今回は何回目ですか。

○長谷川企業振興課長 今回で7回目になります。

○坂本委員 この事業は去年の常任委員会で医療機関の取扱いについて、けんけんごうごうあったと思いますが、前回から医療機関の記載がなくなったんですけれども、この事業には医療機関が含まれると理解していいんですか。

○長谷川企業振興課長 今回の対象には医療機関は含んでおりません。現在、福祉保健部で物価高騰対策の緊急支援事業をしております。それともう一つは、今年6月の診療報酬改定の中で、こういう経費増の部分については物価対応という項目が追加されておりますので、この中で対応をされていると考えております。

○坂本委員 令和5年度以降、この事業を7回やってきて、補助額については結構変動が見られるんですが、この算出根拠は、先ほど国の低

圧料金に対しての補助を参考にしているという話だったんですけれども、それ以外の要素として、何か県独自でいろんな意見を聞いたり調査した結果を反映しているとか、そういったことは無いということですか。

○長谷川企業振興課長 国が低圧・高圧の金額を決めておりますので、基本的にはそれを見ながら、例えば高圧の半分ということで今回は積算しております。

国がある程度、目安を出しておりますので、それを見ながらということで今回もやっております。

○本田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○矢越商工政策課長 常任委員会資料8ページを御覧ください。

令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

これは昨年度の定例会で御承認いただいた繰越明許費につきまして、繰越額が確定したことから御報告するものであります。

商工観光労働部の一般会計における繰越明許費につきましては、表の一番上にあります「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」4億5,284万7,000円など、計17事業72億363万2,000円となっております。

繰越しの理由としましては、2月補正で措置した事業について、事業実施期間を確保するために行うもののほか、事業主体において事業が繰越しとなることなどによるものであります。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○矢越商工政策課長 常任委員会資料9ページをお開きください。

みやざき産業振興戦略の改定について御説明いたします。

1の改定の理由についてであります。みやざき産業振興戦略は、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目標として、商工業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、宮崎県総合計画の商工業に関する分野別計画として位置づけられております。

今年度、計画期間が終了することから、社会情勢等の変化を踏まえた見直しを行うものであります。

また、フードビジネス振興構想につきましては、本戦略に一本化し、フードビジネス振興の方向性や施策を体系的に整理したいと考えております。

2の計画期間としましては、令和9年度からの4年間としております。

戦略の改定にあたりましては、3の改定方法のとおり、市町村や関係団体等と意見交換を行うことなどにより、これらの意見を十分に反映させてまいります。

4の改定のスケジュールとしましては、市町村、関係団体等との意見交換を行った上で、12月の常任委員会において計画の骨子案を、また来年3月の常任委員会において計画の素案をそれぞれ御説明させていただきまして、パブリッ

クコメントを経た上で、最終的に来年の6月定例県議会において議案として提出させていただきたいと考えております。

○西久保雇用労働政策課長 常任委員会資料10ページを御覧ください。

第12次宮崎県職業能力開発計画の策定についてであります。

まず、1の策定の理由であります。県は職業能力開発促進法第7条第1項の規定により、国の職業能力開発基本計画に基づきまして、県の職業能力開発計画を策定するよう努めるものとされております。

国が本年3月末に、第12次職業能力開発基本計画を策定しましたので、これを踏まえ、新たに第12次となる本県の職業能力開発計画を策定するものであります。

2の計画期間は、令和9～13年度の5年間となります。

3の策定にあたっての基本的な考え方ですが、国の基本計画に掲げられている職業能力開発の方向性や基本的施策を踏まえるとともに、県の総合計画等との整合性を図りながら策定することとしております。

4の策定のスケジュールですが、職業能力開発に係る学識経験者、労働者、事業者の代表者等で構成する宮崎県職業能力開発審議会では素案を審議いただき、12月の常任委員会で計画の素案を御説明させていただきます。

その後、パブリックコメントを経て、同審議会で最終案を審議し、3月の常任委員会へ御報告させていただきまして、来年3月に県計画を策定していくこととしております。

11ページを御覧ください。

5の計画骨子(案)について御説明いたします。

まず、第1部の総説において、計画の趣旨や位置づけなど基本的事項について記載いたします。

次に、第2部の職業能力開発をめぐる現状と課題では、本県人口の将来推計や労働需給の状況などを踏まえ、人口減少や若年者の県外流出、労働人材の多様化といった、雇用を取り巻く環境の現状や、AI・デジタル化をはじめとする技術革新の進展、若者の技能離れといった産業構造の現状と、右枠にあります課題について記載してまいります。

そして、第3部の職業能力開発の方向性と基本的施策では、第2部の現状と課題を踏まえ、基本目標として、みやぎの持続的成長を支える産業人材の育成を掲げまして、表の左欄に記載しております。多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発と個人のキャリア形成の推進、デジタル化・DXに対応できる人材の育成と生産性向上の推進、技能の振興と継承、県立産業技術専門校の機能強化といった5つの職業能力開発の方向性を定め、右の欄に記載しております。基本的施策について、具体的な取組や数値目標などを記載してまいります。

○川越企業立地推進局長 委員会資料12ページを御覧ください。

令和7年度の企業立地の状況について御報告いたします。

まず、1の実績であります。令和7年度の企業立地の件数は前年度と同数の18件となりました。

次に、2の業種ごとの立地件数・雇用者数の推移につきまして、過去5年間の立地件数と雇用予定者数を業種ごとに表にまとめております。

令和7年度は、一番右側の列に記載のとおり、件数は18件と前年度と同数であったものの、最

終雇用予定者数につきましては、287人と例年を大きく下回る結果となっております。

次に、3の令和7年度の企業立地の状況と主な特徴であります。

(1)の減少の要因であります。令和5年度に企業立地に関する補助金制度を見直したことに関連しまして、①にありますように、コールセンターにつきましては、毎年10件弱の立地件数があったんですが、宮崎市を中心にこれを立地したところ、認定後の従業員の採用に支障が生じていた——具体的に申し上げますと、既存のコールセンターから新たなコールセンターへ従業員が移るようなことが実態としてあったことから、誘致企業から除外しました。

また、②にありますように、県が認定する際の要件について、地域経済への効果を考慮し、雇用者数と給与水準の基準を引き上げたことが主な要因であると考えております。

そのほか、ここに記載しておりませんが、現在、県内では企業に紹介できる工業団地が不足していることも影響しているものと考えております。

次に、(2)の雇用者数については、令和7年度において、新規雇用100名を超える大規模立地案件がなかったことや、企業立地補助金の見直しを行い、補助金の対象となる新規雇用者数をカウントする期間を6年から4年に短縮したことなどにより、例年を大きく下回る結果となりました。

(3)の地域別については、6つの市・町で立地認定を行いました。

最後に、13ページに令和7年度の立地企業の一覧表を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

○池北観光推進課長 宮崎県観光振興計画の改

定について御説明いたします。

委員会資料14ページを御覧ください。

1の改定の理由についてであります。宮崎県観光振興計画は、神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例第10条第1項に基づき、本県の観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、宮崎県総合計画を具現化するための観光に関する分野別計画として位置づけられております。

今年度、計画期間が終了することから、社会情勢等の変化を踏まえた見直しを行うものであります。

2の計画期間としましては、令和9年度からの4年間としております。

計画の改定にあたりましては、3の改定方法のとおり、神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例第10条第2項の規定に基づき、観光審議会において意見を聴取するほか、市町村及び関係団体へ意見聴取を行う予定としております。

4の改定のスケジュールとしましては、外部有識者等からなる観光審議会を開催し、意見聴取を行うとともに、市町村及び関係団体への意見交換を行った上で、12月の常任委員会において計画の骨子案を、また来年3月の常任委員会において計画の素案をそれぞれ御説明させていただき、パブリックコメントを行った上で、最終的に来年6月定例県議会において議案を提出する予定としております。

○藤元国際・経済交流課長 常任委員会資料15ページを御覧ください。

みやざきグローバルプランの改定についてであります。

まず、1の改定の理由であります。

みやざきグローバルプランは、グローバルな視点から取り組むべき施策を総合的かつ計画的

に推進するため、令和元年6月に策定したものであり、宮崎県総合計画の分野別計画として位置づけられております。

今年度でプランの2期目の計画期間が終了することから、社会情勢等の変化を踏まえ、所要の見直しを行うものであります。

次に、2の計画期間であります。令和9～12年度の4年間としております。

次に、3の改定方法であります。外部有識者等からなる国際化推進懇話会を開催するほか、市町村や国際交流団体等から意見を伺いながら進めていく予定にしております。

最後に、4の改定のスケジュールであります。関係機関や民間団体、懇話会での意見聴取を行いながら、12月の常任委員会において計画の骨子案を、その後、来年3月の常任委員会において計画の素案を御説明させていただき、皆様に御審議いただく予定にしております。

そして、3月にパブリックコメントを実施し、6月の定例県議会に議案として提出していきたいと考えております。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、みやざき産業振興戦略の改定について質疑はありませんか。

○脇谷委員 みやざき産業振興戦略の中にフードビジネス振興構想を一本化し、フードビジネス振興の方向性や施策を体系的に整理することなんですけれども、フードビジネス振興構想について、どういう構想で、どういう柱があるのか、それをどういう形で本戦略に一本化していくのか教えてください。

○長谷川企業振興課長 今回改定する、みやざき産業振興戦略にどう位置づけるかというところは、今後検討していくことになろうかと思っております。

そのまま引き継ぐところもあれば、ここは少し細かいから戦略の中には書かないほうがいいなど、そういうことを今後検討していきたいと考えております。

○児玉商工観光労働部長 少し補足させていただきます。

フードビジネス振興構想自体は、以前、総合政策部にフードビジネス推進課がございまして、その当時やその前後でフードビジネスをどうやっていこうかというところで構想を取りまとめました。

考え方としては、本県は農業生産額が非常に大きいところがございますが、付加価値をつけて外に売るところがやはり弱いということで、いかに付加価値をつけて外に売っていくかをどのように進めていけばよいのかを構想の中で位置づけて、これまで総合政策部を中心にフードビジネスの振興に努めてきたところです。

フードビジネスそのものにつきましては、生産額も食料品関係の製造品出荷額も一定の伸びがあつて、その後、フードビジネスに関する事業につきましては、商工観光労働部に業務が移管されました。

商工観光労働部ではもともと、みやざき産業振興戦略を持っておりましたので、やはりその中にしっかり位置づけて戦略的にまとめて進めていったほうがよいという考えに至りまして、今回一本化させていただくということです。

ただ、考え方そのものは、これまでと大きく変わるところはないと考えております。

○日高委員 説明は分かりました。いろいろとこの辺については何度か説明を受けています。

一本化されることによって、フードビジネスの振興が薄まるのではないかという逆の見方もあつたりもするんですけれども、それをどこで

担保するのか、どういう担保のやり方を考えているのか、お伺いします。

○長谷川企業振興課長 部長もお答えしましたように、商工観光労働部に業務が移管されたということもあり、これまで総合政策部を中心に行っていたところではありますけれども、その動きがほぼ定例化といいますか、各部との連携が進んできたということもありまして、今回はこういう形で一本化させていただくことになります。

また、みやぎき産業振興戦略は議決計画になります。フードビジネス振興構想よりも、そういう面では議会の皆様の目が入るところが違ってくると考えております。

各部との連携については、今後、担当リーダーを中心とした実務者会議を年に複数回開催しまして、庁内の情報共有を行うことによって横連携を引き続きやっていこうと考えております。それから、その中では取組方針をつくりまして、毎年度の状況等を見ながら、見直しをしながらやっていきたいと考えております。

○日高委員 業務が商工観光労働部に移り、フードビジネス振興構想は議決計画ではないが、みやぎき産業振興戦略に一本化されると議会の議決が要るから、その報告やいろんな成果などを出しやすく、それだけ透明化されるということだと十分受け止めました。

私の一般質問に対して部長から、宮崎県の場合は飲食料品の付加価値をつけるのにまだ伸び代があると、20数%が地元で、あと80%は県外へ出て行ってしまっているということでしたので、その辺はやはりもう少し、ただ単に計画としてやるだけではなくて、目標値をしっかりとつけて、今までと違うやり方や今までよりもっと成果が出るようなやり方がないのかということ

を模索しつつ発展していった、やはり成果として最終的に効果として現れましたということが大切です。

例えば、1年間で5%上がりました、5年間で20%上がりました、40%まで持っていきましたとか、やはりその目標値をしっかりとつけてやるのが重要だと思いますが、その辺のところについては、この振興戦略で示されるのか、お伺いします。

○長谷川企業振興課長 具体的な数値目標をどうするかというのはこれから検討になりますが、今回御質問いただいた趣旨等も踏まえて、どういう数値が適切なのか、そのあたりを検討していきたいと思っております。

○本田委員長 次に、第12次宮崎県職業能力開発計画の策定について質疑はありませんか。

○日高委員 国が基本計画を策定し、県がそれに伴って能力開発計画を策定すると、先ほど雇用労働政策課長から説明がありました。

当然そういうことも、資料11ページには網羅されておりますが、この計画を何に使って、何に生かすのかが少し分からないんですけれども。

○西久保雇用労働政策課長 お話がありましたように、この職業能力開発計画については法律で、国の基本計画に沿って、その方向性とか施策や地域の人材に対するニーズなどの実情を十分に踏まえまして、計画を策定するとされております。

この計画は委員会資料に書いているような大きな柱がありますけれども、その中心となるのは具体的な職業開発訓練ということになります。

そこにつきましては、県と労働局そして高齢・障害・求職者雇用支援機構というところが国側の職業訓練を中心に担っているわけでありまして、そういった機関といろいろと議論

し、その意見も踏まえてこの計画を策定してまいります。

ですから、この計画を策定しましたら、実行段階にあたりまして、今申し上げたような職業訓練に関わる関係機関であるとか、あるいは技能検定でしたら職業能力開発協会や市町村等も踏まえまして、また庁内も含めまして、そういったところで共有化しながら施策の実施につなげていくと考えております。

○日高委員 説明された内容は十分に分かるんですよね。実行に移す段階で職業能力開発協会とか訓練校だとか市町村等との共有をということですが、この中身は当たり前の内容で、こういうことをしっかり定義しないとそういった職業能力開発協会とか市町村や訓練校は、これがないとそのとおりに進まないのかということですか。

こういう法律に基づいて策定するということは分かるけれども、この計画自体をどう生かしていくのか、この計画があるからこそ、どう生きるんだというところがない。

ただこれは国がつくれというからつくって、こういう形ですよと置いているだけで、労働者や一般の県民がこれを読んで、このとおりだとなるのか疑問に思いました。

こういう言い方は悪いけれども、結局この計画は本当に典型的な、絵に描いた餅に近いのではないかという気もしています。

それでも、国の制度として、国が策定したら県もそれに応じて計画を策定しないといけないと、その一環としてやっている部分なのかという感じを少し受けましたが、その辺はどうでしょうか。

○西久保雇用労働政策課長 この計画はそもそも5年に1回、国も都道府県も計画をつくるわ

けですけれども、5年の経過の中で労働環境などに関わる状況というのは大きく変化しますので、そういったところを踏まえて、これからの取組を関係機関と議論して定めるというのが趣旨であります。

この第12次計画につきましては、人口減少ということで労働供給制約という言葉が使われていますけれども、そういった労働者が減っている状況や、AIやロボット技術などもこの5年で変化しているという状況であります。

これらを踏まえて、この計画をつくっていくんですけれども、ここに基本的方向性と基本的施策を並べております。若年者・女性・中高年とありますけれども、今後、このそれぞれにつきまして、具体的な施策、事業というのを掲げるとともに、数値目標なども設定していきます。

また、例えば若年者といったキャリア形成一つを見ましても、ここには県また労働局等が様々な取組をしておりますので、そういったところをこの新しい基本的施策に基づいて、ニーズを踏まえた展開をしっかりと取り組んでいながら、その進捗を毎年確認していくようなPDCAの形で進めていくという認識でおります。

○日高委員 第11次の計画があって第12次の計画ということで、一旦、前回の計画の総括はどうだったのか、今回はそれに対してどういう変化を求めて、新しい宮崎県の産業というか、DXとかいろいろあるんですけれども全体的に変わってくるというところですが、この計画を今後策定する中で、どういう形で有効的に使っていくのか、そういう見本となれるのかということだと思います。

また、この中身について推移を見ていきます。

○西久保雇用労働政策課長 大切な御指摘をいただきましたので、関係機関と連携しながら、

まずはしっかりと計画を作るとともに、その実行段階でも計画に基づいて着実に取り組んで、また、県民の方の労働の開発に進むようにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○山内委員 今、少し出ましたけれども、第11次計画と比べてどこが変わったのかを教えてください。

○西久保雇用労働政策課長 国の第12次基本計画の背景は先ほど述べましたように、労働供給の制約が進んでいるということや、A I（人工知能）の進展、また、女性や高齢者層といった多様な人材の労働参加状況があるというようなところを踏まえまして、今後A Iによって代替できるというところで労働需要が減るような状況も出てくるかと思っています。

一方で、介護とか建設とか人にしかできないような仕事などもあるということが指摘されておりまして、そういったところの労働移動を進めていく必要性も述べられている中であって、この基本計画の方向性にある個人のキャリアなどが、今回、一つ国でも打ち出されているところはあります。

また、忙しいとか余裕がないということで、労働者の方のキャリア形成であったり、教育訓練を受ける機会が少ないという分析もされますので、そういったところにしっかりとアプローチしていくようなところも、一つ重点が置かれているところであります。

○山内委員 背景的なことは、先ほどから何度も教えていただいているところなんですけど、この方向性というのは5つ項目がある中で、今、課長から個人のキャリア形成の部分が新しいということを教えていただいたんですけど、ほかは前回からあまり変わっていないということですか。何か文言が変わっているところが

あったら教えてください。

○西久保雇用労働政策課長 変更しているところにつきましては、国の基本計画の柱を言わせていただきますけれども、今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発の支援、労働市場でのスキルの見える化の促進、また、先ほどの個人のキャリア形成などです。

あとは、多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発や技能の推進といった内容になっておりますので、今回の第12次計画の県の柱については、県の第11次計画の柱立てというところと国の新しい施策を踏まえまして、柱立てをしていますけれども、基本的に、内容的にはある程度、全て国の計画を含んでいるという整理であると考えております。

○児玉商工観光労働部長 少しだけ補足させていただきます。

例えば、委員会資料11ページを見ていただくと、現場人材のスキル向上と人材確保の取組とか、その上の外国人の職業能力開発とか、こういった文言がございます。

現場人材というのは、その下のデジタル化・D Xなどは、ここ数年、当たり前のようになってきているんですけども、当然、デジタル化やD Xを担う人材というのは育成が必要なんだということです。

ただ一方で、先ほど担当課長からも御説明しましたが、介護とか建設とか、そういった現場で、まさに人ではないと担えない業種・仕事というのもあるということもやはり意識して取り組まないといけないという時代です。

こういった時代の変化を捉まえて、しっかりと県の計画の中で位置づけることによって、各部局、県全体としてしっかりとこういったものを課題として認識して人材の育成を図っていこう

という方向づけを図るところが、今回、少し変化があったところだと考えております。

○山内委員 現場人材が大切ということが非常によく分かりました。

あとデジタル化とかD Xに関してもこれまでも言われているところで、今、説明の中でA Iなどの言葉が出てきましたけれども、今後5年を考えるのであれば、もうデジタル化とかD Xとかをこれからどうしていくのかというところで、A X (A I トランスフォーメーション) などそういった文言で、やはり今後の方向性というのを示したほうがいいのではないかなと少し感じたところです。

○脇谷委員 社会情勢の変化を踏まえて第12次宮崎県職業能力開発計画をつくられるんですけれども、今ある職業能力開発促進センターが、今後、県立産業技術専門校の機能強化という方向性が出されているということは、この計画が策定されることで職業能力開発促進センターが若干変更していく可能性はあるということではないでしょうか。

○西久保雇用労働政策課長 今、お話がありましたけれども、県立産業技術専門校や職業能力開発促進センターの取組を充実していくということで、ハード整備が前提ではなく、訓練内容の充実とか、そういったところをまず念頭に置きながら進めていくと考えております。

また、いろいろ議論する中で必要な状況がありましたら、そういったところも検討を踏まえていくものと考えております。

○脇谷委員 もちろんハードをどうにかしてほしいと言っているわけではなくて、県立産業技術専門校に視察に行って、すばらしい科目もあったし、そこでいろいろな人材を育成するというのもいいんですけれども、今後、計画を策

定するにあたって機能強化をするということは、つまり専門校の学科再編を試みるとか、例えば重層的に何かを強化するという内容でいいのかどうかを聞きたいんですけれども。

○西久保雇用労働政策課長 今から審議会や関係機関の中でこの方向性、施策についてお話をし、いろいろな現場の意見とか労働者側の意見とかを聴取していくと思いますので、そういった中で今の専門校のカリキュラムがありまして、そこに新たなニーズがありましたら、そういったところも踏まえまして、今後のカリキュラム等の検討につなげていくことがこの計画策定のプロセスの中で行っていくところの一つと考えております。

○下沖委員 今、意見を集めていくということだったんですけれども、パブリックコメントが12月になっているんですが、パブリックコメントの集め方は対面式なのか募集なのか、それとも電子版でやるのか、その辺を教えてください。

○西久保雇用労働政策課長 パブリックコメントにつきましては、県民の方からの御意見を広く聴取するという事で、基本的にホームページ等を通じた募集で考えております。

○下沖委員 これは高校などにもパブリックコメントを求めていますか。

○西久保雇用労働政策課長 実はこの計画を策定するにあたりまして、昨年度、12月から2月頃にかけてニーズ調査を実施しております。

そのニーズ調査の結果もこの計画の方向性等の検討に使いましては、そういった中で、高校生もその中には含めていますので、今後の具体的な施策の検討にあたりましては、そのあたりも十分に含めてまいりたいと考えております。

○坂本委員 職業能力開発といった場合にどう

しても、今、御答弁の中にも出てきた建設業や製造業、介護などに特化したようなイメージを受けてしまうんですが、ここでいう計画の策定というのは、具体的にどのような産業までを網羅した能力開発を目指しているのでしょうか。

○西久保雇用労働政策課長 この計画で対象となる産業・分野ということでありましてけれども、第11次計画までの状況を踏まえた感じでは、農林水産業などの一次産業は各部局でより専門的に検討していますので、現計画に入っていない状況であります。

そのほかの一般的な産業分野で製造業や建設、福祉関係については人材のニーズがある介護や医療、またはそういった事務系も含まれておりますので、そういったところを踏襲する形で進めていこうと考えております。

○坂本委員 先ほど御説明いただいた中で、国の方針を踏まえつつ、宮崎県総合計画等との整合性を図りながらという考え方が示されているんですけれども、県のその他の計画、先ほど御説明いただいた産業振興戦略などを踏まえてやるとなったときに、例えば、県としてはこれから半導体の人材をしっかりと育てていこうというのを打ち出していますよね。あと、観光人材についても何回か議会の一般質問の中でもやり取りがなされていますが、そういったものはどのように県の職業能力開発計画の中で位置づけられているのかよく分からないと感じます。

今お答えにあったように、どうしてもイメージとして建設業とか介護とか福祉とか、そういったものに限定的な印象を受けてしまうんですけれども、より分かりやすい計画にしていくということを考えると、宮崎県独自の計画ともすり合わせて整合性を保っていきますよという感じなんですから、より角度をつけたとい

うか、そういったことが必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○西久保雇用労働政策課長 この人材育成について、先ほど述べましたけれども、県だけではなくて、県の委託訓練等や、また、労働局、そしてポリテクセンターを運営している機構があります。

そういった関係機関が、毎年度、年に2回ほど会合を開きまして、今後、本県において、いつ、どこで、どのような内容の人材育成が必要かということの調査やヒアリングを踏まえまして、毎年度組み立てるようにしております。

そういった中で、昨年度のニーズ調査でも最近意見が出てきているということで、今年度の訓練には農業や旅行、観光分野や理容・美容といった新しい内容も取り入れている状況でありますので、委員がおっしゃられたような視点を持って、また取り組んでいきたいと考えております。

○坂本委員 ほかの委員の質疑の中にもありましたけれども、どうしても国の方針を踏まえて県でつくりました、というのは形だけというか形骸化してしまう印象を受けてしまうんですね。

より第11次から第12次の変化のところで、県の計画に沿ったより県の色を出した形というのも一つ、ここを転機として入れてもいいのではないかと考えます。

特に商工観光労働部の分野では、さっき観光の話をしましたけれども、いろんな観光の施策、新しいスポーツ観光の施策とかを打とうとしている中で、例えばホテルの人材一つ取ってもそんなに誰でも彼でもなれるわけではなくて、結構特殊な技術を必要としているところもあるわけですね。

そういったところはきちんと特出しをして、

これとこれはしっかり、今後、宮崎県として人材を育てていく、能力を持った人材を輩出していくという主張が必要ではないかと思ったものですから申し上げました。

○西久保雇用労働政策課長 今、御意見をいただきましたけれども、国のこの計画も、以前は作成義務だったんですけれども、今は努力義務になっております。

ということは、地域のそういった計画とか重要な政策などの特色をより反映できるような背景もありますので、委員がおっしゃられたとおり、しっかりと総合計画やほかの計画なども見て、どういったところの人材の育成ということが重要になっているかといったところも捉えまして、審議会等でも議論をいただきたいと考えております。

○本田委員長 次に、令和7年度の企業立地の状況について質疑はございませんか。

○下沖委員 委員会資料13ページなんですけれども、県外新規が2件、県外本社が6件という状況なんです、宮崎県の考える企業立地の定義を教えてください。

○川越企業立地推進局長 現在、これを企業立地という表現にしておりますが、考え方は各県によって異なっておりまして、本県においては、県外から来た企業が、例えば増設する場合など、もともと県内にある企業が増設する場合も企業誘致ではなくて、企業立地と考えております。

いろいろな企業とお会いしますと、県外から来たある会社の話なんですけれども、ほかの県にも同じような工場があり、ただ、全体として経営を効率化していかないといけないという考えの下、その2つの県にある工場を統合して、どちらかを増設して、いこうといったことも考えていらっしゃる場所もありまして、そ

ういったところはもう既に立地している、誘致した企業がほかの県に行かないように増設していくこともきちんと確保していこうという意味を込めて企業立地という考え方で取り組んでおります。

○下沖委員 これはワンストップステーションの補助金などを通した企業がこれだけということですか。それとも補助金とかではなく情報収集した結果ですか。

○川越企業立地推進局長 企業立地課で集約はされるんですけれども、東京事務所や大阪事務所、福岡事務所から情報を得て企業立地課で集約して対応しているんですが、基本的には補助金の対象となり得る企業になっております。

企業立地の補助金には要件がありまして、雇用要件や投資要件とかあるんですけれども、計画時にはその雇用要件を満たす見込みだということで認定をしており、認定をした企業をここに書いているんですが、実際に立地した後に何人以上という雇用要件を満たしませんでしたという場合には補助金が交付されないということもあります。

基本的には、この認定が補助金の入口にはなります。

○下沖委員 企業から県に認定してくださいというのは、使えたら補助金を使いたいということで、ここにリストが挙がっている感じですか。

○川越企業立地推進局長 おっしゃるとおりです。

○下沖委員 その中で計18件の中に非公表が2件あるんですけれども、非公表の理由はどういったものでしょうか。

○川越企業立地推進局長 委員会資料13ページのリストには16件ありまして、非公表が2件になっております。これを公表するかどうかにつ

きましては企業の意向を踏まえております。

企業の話聞きますと、やはり他社との競争ということを考え、今の時点では公表したくないという意見もたまにありますので、そういったところにつきましては、非公表という取扱いにさせていただいております。

○下沖委員 では、補助金を出す際に非公表でも、もし今、申請を出して進出したいというので補助金を欲しいとなったときに非公表の条件でも出せるようになっているんですか。

○川越企業立地推進局長 補助金を出す場合、これは公金ですので、公金を誰かが分からないようなところに出すということはできません。

したがって、補助金を出した後については当然ながらその企業は公表されていくということになります。

○日高委員 3の立地件数が減った理由として、①、②とありますが、この要因は県内に大型の工業団地がないからではないですかね。これが大きな要因なのに、ここに入っていないというのがとても不自然だと思うんです。

○川越企業立地推進局長 おっしゃるとおり、工業団地の不足も大きな要因かと思っております。

これにつきましては、現在、こういった企業が来るかにもよるんですけれども、例えばIT系であれば工業団地ではなくてオフィスということにもなりますし、ここに記載していないことについては少し反省すべき点はあるかと思えます。

○日高委員 県としてもいろいろな事業ができていますので、半導体関連産業の誘致に力を入れていると思うんですよ。半導体関連産業では、清武町にもともと工場を持っていた企業が、国富町のソーラーパネルを製造していたところに

入った事例があります。

しかし、今、盛土規制法が施行され、土地を造成したりするのは簡単にできなくなっている状況です。宮崎県を見て、現実的にここにありますけどどうでしょうかと紹介できる工業団地はどこかありますか。

○川越企業立地推進局長 工業団地につきましては、現在、すぐ買える工業団地は6団地ございまして、宮崎市の港の東のほうに1つ、それから、高原町にあります県有の工業団地であるフリーウェイ工業団地。あと、高原町の少し山のほうにあるんですが大谷工業団地、えびの市のインター近くにありますインター産業団地や宮崎市の第2花見工業団地。あとは都城市の梅北インター工業団地の6つがあります。

○日高委員 だから問題なんですね。都城市は工業団地で立地しているけれども、水が悪いから半導体関連産業は行かないんですよ。聞いているから分かるんですよ、都城市の職員が言っているわけです。

ある程度規模の大きな半導体関連産業が宮崎県に来ますよというときに、今言われたところのどこに行きますか、行かないと思いますよ。

そういったときにやはり市町村が持っている案件はいろいろありますよ。でも造成費用に手間取っているんですよ。商工観光労働部が以前やったような無利子の貸付けでもするとか、ある程度思い切った対策を打たないといけない。

実質的には今、企業誘致といっても、多分、来ないことを局長も言わないだけで知っているはずですが、そこをもっと手を差し伸べてどれだけ……。

私が知っているだけでも門川町にも本当にすばらしいところがあるんです。でも、やはり造成費用がかかって、町の規模ではできないとい

うところがあります。

延岡市はあの調子だからしょうがないけれども、だから、そういうところもありますので、そこら辺をちゃんとしていかないといけません。

今回はその他報告事項として、状況についての報告ですけれども、宮崎県は今、やっておかないと、これが10年したら若手はもう人もいなくなりますよ。教育委員会が生まれてくる子どもは6,000人を切っていると言っていないですか。今1万人の人たちがいるから高校生はまでもっているけれども、10年15年たったら、今生まれた子は6,000人で4,000人減る。

そうしたら、もうどんどん若い人たちが減っていくわけですから、企業誘致をしたって今のうちにしておかないと若い子たちはもう残らないですよ。

その辺は非常に重要だと思うけれども、これは思い切り入れたほうがいいです。

○川越企業立地推進局長 まず、工業団地の今後の造成についてなんですけれども、今、計画しておりますのは延岡市、日向市、都城市と日南市になります。

そのほか、公表していない案件も幾つかあります。各市町で工業団地を計画しておりまして、おっしゃるように造成費がかなり市町村の負担になっているのは事実です。

これにつきまして、国でも何らかの支援が必要ではないかと考えていまして、中小企業基盤整備機構という金融機関がこういった工業団地造成の支援を今考えているようです。具体的にはまだ何も示されていないんですが、それが使いやすい形になるように国には要望をしているところです。

造成費用につきましては、基本的にはその土地を企業に売って、この売上げで相当部分を賄

うというのが基本的なスタイルなんですけれども、実際にそれを売り切るまでには時間がありますので、その時間の資金の確保という意味においても国が考えている支援制度というのは非常に大切なものであると考えております。

○日高委員 そうですね。さっき言った中小企業基盤整備機構が県を通してくるのか、直接市町村なのかは分からないですけれども。

ですから、こういう情報の提供とか、これがもしタイムリーな事業としてやれば非常に増えてくると思うんですよ。当然、市町村も企業を誘致すればやはりそこに税金が落ち、雇用も増えますからね。

これができればいいから、しっかりとその辺は見て、局長がきちんと私たちに情報を提供してください。

○川越企業立地推進局長 企業立地は県内各市町村と一緒にあって取り組んでおりまして、具体的に言いますと各ブロックで企業立地の協議会をやっております。その協議会に県も入りまして、市町村ももちろんですが、例えば、電力の関係で調整が必要になりますので九州電力とか、そういったところも入りまして会議を開いております。

そこで、国がこういったことを考えているというようなこともお伝えしていますし、今後、詳細な情報が決まりましたらまた一緒に、市町村にもしっかり伝えていきたいと考えております。

○日高委員 ぜひその辺をお願いしたいと思います。

また、県営の工業団地はあまりないでしょう。

この前、佐土原町にある県食品開発センターに行った際に、HACCPに沿った衛生管理の下、ほこり一つないぐらいきれいに管理され、

いろいろな研究をしていました。

その周辺の土地が空いていたので、提案としては、もうそこに県が工業団地を造成して、ここはもうフードビジネスのみの工業団地ですよと言って、研究開発から製造販売までやればいいですよ、県が最初に金を出せばいい。やはり金を使わないと企業は来ないと思います。

○川越企業立地推進局長 県の企業立地の支援の補助金があります。これは各県にあります。上限額50億円というかなり大きな規模の補助金を持っているんですけれども、各県、やはりそのあたりの優遇制度というのは競争という状態でございまして、今年度は、少し今の状況でお話をしますと、先ほど雇用要件というお話をしましたが、省力化というのが相当進んできております。企業と話しますと新たな投資をするためには今の従業員の規模ではなく、もっと少ない規模で工場が動かせるような、そういった省力化投資というのをしていけないといけないというお話を聞いておりますので、そういったことも踏まえますと、補助要件も含めて見直しをしていけないといけないと考えております。

○日高委員 そのとおりです。それでやはりそういう補助要件なども一回見直して、きちんとプラスになるようなことでやっていって、佐土原町に県の工業団地を造って、半導体産業もいいけれども、宮崎県は食料基地ですのでHACCPだからなかなかできないですよ。

ですから、あそこに全部集めて、県が建物も出す、金も出す、建物代も出しますって全部大盤振る舞いしてやれば、もう万々歳ですよ。

これは少しその他報告事項から離れますけれども、一つそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○川越企業立地推進局長 おっしゃられた佐土

原町の件については少し調査させていただきます。

○坂本委員 令和7年度の落ち込みの分析について伺いたいんですけれども、繰り返しになりますが特に雇用者数です。

この説明を見ますと、令和4年度と比較すると半数以下になっているとあるんですけれども、これは直近の令和6年度と比べても、大分、雇用者数が減っている状況ですよ。それで、この①、②と、令和5年度から立地件数の一定数を占めていたコールセンターを除外したとか、雇用者数及び給与水準を引き上げたという変更があったと書いてあるんですけれども、でしたら令和5年度からそういう影響が出ているんじゃないかと思ってしまうんですね。

加えて、これは立地企業を認定される際にいろんな雇用者数の条件もあると思うんですけれども、そういう影響とか、単にここに記載してあるだけの理由で雇用者数が減っているのかどうか、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○川越企業立地推進局長 今、お話があった件ですけれども、一番大きいのは大規模案件です。

例えば、令和5年度でいいますと、半導体のローム、ラピスと言ったりもしますが、この案件がありまして、その1件で700名という計画がありました。

また、令和6年度の案件につきましては、これは非公表の案件ですが、ここも事前の雇用計画は相当規模であったというところが一番大きな要因になっております。

○坂本委員 そうなると、やはり大きい企業を持ってこないといけないということで、日高委員が言われたように工業団地をしっかりと、いわゆる受け入れる器をつくらないといけないとい

う話になると思うんですけども、例えば社会情勢の変化、人口減少もあると思うし、産業の効率化、各企業の効率化でオートメーションが進んでいって、あまり人は要らないとか、大きい工場が来ても人は要らないとか、そういった要因というのはあまり見受けられないですか。

○川越企業立地推進局長 そういった状況は見受けられます。企業の話伺いますと、先ほどお話ししたんですけども、やはり今の従業員規模の雇用は今後は維持できないと。従業員自体も高齢化していまして、今後5年10年を考えたときに新しい人に入ってもらわないといけないんだけど、新しい人がなかなか雇えないという話はよく聞いております。

○坂本委員 企業立地の在り方というのもやはりもう少し考えていかないといけないと思います。形を変えるというか、例えば、認定する条件などについても、もう少しいろんな様相があるのではないかと、私もそんなに詳しいわけではありませんけれども、やはりそういう時期になっていると思ったものですから、何か企業立地について、今後の方向性を検討しているとか、そういうことはないのでしょうか。

○川越企業立地推進局長 先ほど補助金のことでお話をしたんですけども、企業立地の認定、もしくは先ほどの補助金も含めてですが、認定して支援する規模、従業員の規模も含めてですけども、そういったところは見直しが必要ではないかと、もう少し従業員の規模が少ないところでも支援しないといけないのではないかと、いった考えは持っております。

○脇谷委員 1点聞きたいんですけども、コールセンターを誘致対象業種から除外したのは今後も継続するのでしょうか。

○川越企業立地推進局長 コールセンターにつ

いて先ほど説明した内容は、71件を実際に誘致しまして、古くは平成24年度からあるんですけども、そのうち実際に稼働しているのが約7割の49件です。この半数以上が宮崎市に立地しまして、従業員の確保がなかなか難しくなってきたということで、新しくできれば既存のところから人が移るようなことが実態として生じていました。

新しくここ10年ぐらいで立地したところを見えますと、その中でも既に閉鎖しているところもあります。

そのような状況を考えますと、新しくまた復活してコールセンターを誘致しようという状況ではないと考えております。

○脇谷委員 コールセンターは結構女性が多くて、知り合いもコールセンターにいますが引張りだこなんですよ。ですから時給もどんどん高くなって、普通の人たちの時給より断然高い金額でコールセンターに行くんです。それも高齢者でも働けるということで、女性の働き口としてはとてもよいという思いはあるんですけども、コールセンターを誘致対象業種から外したということは、つまり、これから積極的にはもう誘致しないということなんですか。

○川越企業立地推進局長 従業員の取り扱いになっている状況を踏まえ、積極的に誘致して新しいところが成り立っても古いところが潰れていく状況になりかねないと考えておりますので、現時点においてはコールセンターを誘致対象業種に戻すという考え方は難しいのかと思っております。

○脇谷委員 確かにほかの業種との兼ね合いが全然つかないようになってきていて、コールセンターが特に東京や大阪などのベースでやっていると、今は時給が1,500円くらいになっている

ので、やはりそれは方向性としては正しいと思っていますんですが、女性の働き口がなくなるというのも心配なので、そのところは少し考えてもらいたいと思っています。

○川越企業立地推進局長 私どもは、女性のみならず若者がこれだけ県外に出ていくという状況を踏まえまして、若者や女性に魅力のある企業に立地してもらわないといけないと思っています。

そこを踏まえまして、今、取り組もうとしているのが、例えばいろいろなコンサルタント会社があるんですけども、東京都あたりの企業とさまざまなパイプを持つようなコンサルタント会社に、企業をそれぞれ個別に紹介していただいて、そこにアプローチをしていくということを準備しているところです。

○下沖委員 企業立地の補助金ですが、これが返還になった事例はありますか。

○川越企業立地推進局長 補助金は実績に応じて交付するんですけども、その実績として、その補助金で購入した機械があった場合に、操業期間が短くて、その機械の耐用年数よりも使用期間が短い場合には補助金を返還してもらっている例はあります。

○本田委員長 次に、宮崎県観光振興計画の改定について質疑はありませんか。

○河野副委員長 委員会資料14ページですが、今回、観光振興計画が神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例に基づいて、またつくられるということで、令和9～12年度の4年間で、社会情勢等の変化を踏まえた見直しという文言が入っているんですけども、例えば日中関係などの国際情勢の変化や、社会情勢なのでAIや人口のこととかいろんな要因があると思うんですが、その辺をもう少し説明いただけますか。

○池北観光推進課長 現在の計画が令和5年度からの計画ということで4年間の計画なんですけれども、その策定は令和4年度の段階であり、コロナが5類に移行したのは令和5年ですので、やはり5類移行前につくった計画ということで、今の計画はコロナからの回復・再生ということをテーマにつくって、実際に動いているような計画であります。

ただ、現在、コロナ前から大体9割ぐらい観光客が戻ってきていますので、次のステージの計画ということでやっていかなくتهいけないというところでもあります。

実際、おっしゃられるように世界情勢の話だったり、旅行形態の変化ということで、昔は団体旅行というのがありましたけれども、今はOTAというインターネットの予約のほか、Google検索ではなくてAIでも旅行行程を見つけたりとか、旅行の見つけ方はいろいろと変わってきているということで、次の新たなステージでは、いろいろな社会情勢を捉えていきたいと考えているところでもあります。

○河野副委員長 それ以外に、みやざきMICEとか、あと国スポ・障スポも、その後の年も含むというか、そういったことを入れていく必要があるのかなというのが1点あります。

あともう一つ、話が少し違うんですけども、宮崎県の観光計画と多分、市町村でもそれぞれ観光計画があるところとないところがあると思うんですが、策定に当たって、もちろん各市町村の関係団体との意見交換を行うとなっているんですけども、県の観光計画を作るときに市町村が観光計画を持っている、持っていないによって県の観光計画のところに何らかの影響があるのか教えてください。

○池北観光推進課長 おっしゃるとおり、市町

村には観光計画を持っている市町村もあれば持っていない市町村もあります。

来月、市町村の観光所管課や観光協会と意見交換をしていくことになっていますので、観光計画を持っていない市町村は、県の計画含みでいろいろと話を聞いて、県の計画に載せていくとか、観光計画を持っている市町村は整合性を合わせながらどのようにして県の計画に位置づけていくとか、そういったところをしっかりと議論していきたいと考えております。

○河野副委員長 計画はすごく重要だと思うので、そこら辺の整合性を含めて県内全域に、神話のふるさと宮崎観光おもてなし条例みたいになっていますけれども、それ以外の観点も含めて全県的に広く恩恵があるような計画になるようにお願いしたいと思っています。

○池北観光推進課長 観光はやはり広域的にやっていかなくてはいけないというところがありますので、市町村だけのみの宣伝ではなくて、市町村同士がつながるとか広域的なものとか、そういったところも含めて市町村と意見交換をして、宮崎県全域として、どのように観光客を呼び込んでいくかというところの計画をしっかりと考えていきたいと思います。

○下沖委員 この観光計画というのは自前で作られますか。

○池北観光推進課長 自前で作っております。

○下沖委員 ちなみに今後、A Iなどを使ってこの計画を作られていく考えはありますか。

○池北観光推進課長 今、A Iの性能も高いところがありまして、やはりそういうたたき台とかいろいろな意見を網羅するためにはA Iの力も必要だということになります。他の自治体の事例など、いろいろな事例をしっかりと踏まえながらやっていくことが重要だと考えていますの

で、やはりA Iもしっかりと活用していったって、いい計画を作っていきたいと考えているところです。

○日高委員 その観光の事業というのは、宮崎県は国の観光庁の事業を使わないことで有名な県だということで国のキャリアの方から、何で宮崎県は国の予算を使わないのか、熊本県や大分県はいっぱい使っているのにとよく言われます。

結局、この観光振興計画は、言ってみれば、いろいろな宮崎県の観光全体を網羅したものが計画として出てこられると思うんですけども、財源が絶対に必要なんですが、例えば福祉とか交通産業とか何かというのは、国が地方交付税で基準財政需要額の算定に入れるじゃないですか。でも、この観光は入らないでしょう、そういう確たるものが。

先ほど自前でやりますと言ったけれども、やはり予算というのは国から引っ張ってくるために、この観光計画は国に対する見せかけというか、いわゆるプレゼンのようなものにならないといけないと思うんですよ。予算の裏づけを取るための観光計画だというように、私はそう思っているんですが、私の考えはどうですか。

県としては、そうじゃないですよ日高委員、金なんか幾らでも県単予算があるからそんなことはいらないです、ということなのかどうなのかを聞かせてください。

○池北観光推進課長 やはり計画は方向性なので、体系づけてその計画を立てていかなくてはならないと、その体系に基づいていろんな事業がぶら下がっていくというところです。確かに観光の事業というのはなかなか自前の財源というのは厳しいところでありまして、そういう国の財源を取っていかなくてはならないという

ころはあります。

今度、観光庁が国際観光旅客税を1,000円から3,000円にアップするということで、観光庁の予算が多分膨らむ形にはなってくると思いますので、そういった補助事業のメニューとか、そういったところも出てくるところもあると思います。またそういうところを取りに行くことも必要ですし、あとは、しっかり国に対して、うちの計画はこういうものだということで、これにつく事業なんだよということを言っていくことも必要な部分ではないかと考えているところです。

○日高委員 ぜひそうであれば、何らかの国の事業を——観光庁の事業があるけれども、宮崎県が使うのに使い勝手が悪いということを聞いております。なかなかそこにこれが当てはまるというのがないから使えないという事情も逆に聞いているところもあります。

そういうことであれば、今度就任する副知事は観光庁の課長ということで、早く宮崎県に呼んで、今後そういう国の予算をどれだけ使うかというところもやっていくことが重要です。企業立地も入るので、そういうのも間違いなく絶対あるんですよ。そこをこの観光計画、大体、局長あたりはそういう考えを持っているのかなと思うんですがどうでしょうか。

○伊東観光経済交流局長 委員がおっしゃるように国の事業を積極的に取りにいかないといけない部分はあると思います。我々、対財政当局に対してもなかなか予算取りが厳しい部分もございしますので、使えるものは使っていくという気構えでいろんな情報を収集していきたいと思っています。

○日高委員 最後に、先ほど局長が言った視点も今回の観光振興計画には入ると理解していい

ですか。

○伊東観光経済交流局長 財源的な裏づけをどこまで計画に盛り込んでいくかはまた議論の余地があるかと思いますが、そういう視点も踏まえながら内部を含めて議論していきたいとは思っております。

○本田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○坂本委員 観光振興計画については前に一般質問でも取り上げさせてもらったんですけども、えてして観光のものを取り上げると、悪く言うと楽観的というか明るい取組、すごく希望のある取組というように表現しがちなんです。

しかし、コロナ以降に私も指摘させていただきましてけれども、やはり現状を他県と比べたときに、他県ではコロナ前を上回る観光入り込み客数とか消費額が、お金がどんどん落ちている状況にあるのに対して、本県は観光県というのを掲げながら、やはりまだコロナ前によく手が届くかという現状があって、県の課題についてしっかり解消していく、課題をどう解決していくかという視点はこの観光振興計画を立てていただく上で踏まえてやっていただきたいなと思っています。

意見として申し上げます。

○本田委員長 意見でよろしいですか。

○坂本委員 はい。

○池北観光推進課長 今の本県の観光を取り巻く状況の強みや弱みなどをしっかり踏まえ、課題を抽出しながら計画を立てていきたいと思っています。

今回の新しい計画では、いろいろな稼ぐ観光ですとか持続可能性などといったキーワードもあると思いますので、そういったところを踏まえながらしっかりとやっていきたいと考えております。

○**本田委員長** 次に、みやざきグローバルプランの改定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で、商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後0時58分再開

○**本田委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○**中原県土整備部長** 説明の前に、一言お礼を申し上げます。

先月、常任委員会委員の皆様、県北と県南、それぞれの地区におきまして調査を行っていただきました。

調査先でいただきました御意見等につきましては、今後の施策推進の参考にさせていただきたいと存じます。誠にありがとうございました。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案では、議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について説明させていただきます。

次に、Ⅱの特別議案では、6件の工事請負契約の変更について説明させていただきます。

次に、Ⅲの報告事項では、損害賠償額を定めたことについて、ほか2件について報告させて

いただきます。

最後に、Ⅳのその他報告事項として、次期指定管理候補者の選定について、ほか3件について報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○**本田委員長** 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○**菊池管理課長** 県土整備部の6月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

令和8年度6月補正予算額、青色の列であります。河川課の欄を御覧ください。

今回の補正は、海岸に漂着した流木の除去を行うもので1,837万6,000円の増額をお願いしております。

4ページ以降は、歳出予算説明資料になります。

詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

次に、7ページを御覧ください。

繰越明許費についてであります。

次の8ページの一番下にありますとおり、全部で25事業、165億200万2,000円の繰越しをお願いしております。

繰越理由は、関係機関との調整や工法の検討、用地交渉等に日時を要したことなどによるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

債務負担行為の変更であります。

これは、日之影町にあります国道218号の上顔橋の耐震補強工事ですが、早期に耐震化

を図るため、計画を変更し、工法を追加することから、債務負担行為の限度額を変更するものであります。

県土整備部の6月補正予算の概要は以上であります。

○中武河川課長 当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料5ページを御覧ください。

左から2列目、当課の補正予算額は1,837万6,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の予算額は223億3,184万7,000円となります。

次に補正の内容について御説明いたします。

次の6ページを御覧ください。

(事項) 海岸保全事業費であります。

これは、環境省の補助金を活用して、一般公共海岸に漂着した流木などの撤去を行う事業であります。国庫補助決定による1,837万6,000円の増額で、日向市の金ヶ浜海岸における流木などの撤去を予定しております。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○椎葉道路建設課長 委員会資料10ページを御覧ください。

議案第10号「工事請負契約の変更について」説明いたします。

これは、国道327号、佐土の谷工区で施工する(仮称)3号トンネル工事(1工区)に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、東臼杵郡諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾の区間で整備を進めている道路改良事業で、延長が3,400メートル、車両幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費は約120億円であります。

2の工事概要であります。

11ページを御覧ください。

上段に平面図、下段に写真とトンネル標準断面図を示しております。

上段の平面図を御覧ください。

本工事は、トンネルの全体延長1,000メートルのうち、平面図の赤色で示している椎葉村側からの延長535メートルの区間を施工しているものであります。

前のページに戻っていただき、10ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は22億1,392万8,589円、変更金額は25億7,817万4,873円、3億6,424万6,284円の増額であります。

契約の相手方は、矢野・九建・湯川特定建設工事共同企業体、工期は、令和5年3月14日～令和8年7月31日であります。

4の変更理由であります。

トンネル掘削工における安定対策の追加変更及びインフレスライド条項の適用による請負代金額の変更を行うものであります。

その内容について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

まず、トンネル掘削工における安定対策の追加変更によるものであります。

事前の地質調査結果を踏まえ、トンネルの安定対策を計画しておりましたが、実際に掘削を進めていたところ、当初想定していた地質と異なり、亀裂が多く脆弱な地質が連続して確認さ

れており、左側の写真に示しておりますように、トンネル掘削面の岩の剥落や上部からの崩落が発生しております。

こうした状況を踏まえ、掘削面の状況や地山の変位を確認しながら、トンネルの安定や掘削時の安全を確保するため、必要な支保工や補助工法を追加変更したものであります。

具体的には、当初は地質調査結果に基づき、中央に帯状で示した当初支保工パターンとしておりましたが、掘削を進めながら掘削面の岩の状況を踏まえ、下段左側①のように、ロックボルトの本数の増加や鋼アーチ支保工の追加を行い、より強固な支保構造へ変更しております。

また、下段右側②の補助工法につきましては、短尺なフォアポーリングから右上のイメージ図で示しております、長尺鋼管先受工に変更することにより、前方地山の安定を図りながら施工を進めております。

なお、これらの支保工等の検討につきましては、学識経験者の意見も踏まえ、その妥当性を確認しながら実施しております。

13ページを御覧ください。

次に、インフレスライド条項の適用による変更であります。

インフレスライド条項は、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項に規定されており、その内容につきましては、インフレーション等による賃金等の急激な変動に対応するため、受注者は、請負代金額の変更を請求することができるものとす

るものであります。

本条項の適用条件は、四角囲みの下段に記載しておりますとおり、（１）の残工事の工期が2か月以上あること。（２）の新単価適用後の

残工事請負額が1%以上増加することとなり、当工事では、残工期が約1年であること、また、新単価適用後の残工事請負額が1%以上増となったことから、今回、請負代金額の変更を行うものであります。

14ページを御覧ください。

続きまして、議案第11号の国道327号、佐土の谷工区で施工する（仮称）3号トンネル工事（2工区）に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

先ほど議案第10号と同じになりますので、説明については省略させていただきます。

2の工事概要であります。

15ページを御覧ください。

本工事は、トンネルの全体延長1,000メートルのうち、赤色で示している諸塚村側の延長465メートルの区間を施工するものであります。

前のページに戻っていただき、14ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は16億7,641万340円、変更金額は17億1,815万5,691円で、4,174万5,351円の増額であります。

契約の相手方は、旭・大淀・龍南特定建設工事共同企業体、工期は、令和8年3月10日～令和10年3月31日であります。

4の変更理由であります。

令和8年3月から適用された、公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による、請負金額の変更を行うものであり、その内容について、御説明いたします。

16ページを御覧ください。

国からの通知に基づき、県におきましては、中央に黒枠で囲んでいますとおり、令和8年2

月に受注者に対し、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置等についてを通知しております。

この通知では、特例措置の対象を黒枠内の下段に示していますとおり、令和8年3月1日以降に契約し、予定価格の積算に当たって、令和8年2月28日以前の旧単価を使用した工事としております。

当工区では、下の図、右側の二重囲みのとおり、契約日が令和8年3月10日であり、予定価格の積算は、令和8年2月28日以前の旧単価を適用しており、今回、受注者からの請求があったことから、特例措置として、令和8年3月の新単価に置き換えて請負金額を変更するものがあります。

次に、委員会資料の17ページを御覧ください。

議案第12号の主要地方道竹田五ヶ瀬線、波帰之瀬工区で施工する、（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P2張出）に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、西臼杵郡高千穂町と五ヶ瀬町を南北に縦断する区間において、幅員が狭く、線形も悪い区間の解消を目的に、バイパス整備を進めております。

工区の全体延長は1,420メートル、車道幅員は5.5メートル、全幅は7メートル、全体事業費が約70億円であります。

2の工事概要であります。

18ページを御覧ください。

上段の平面図に示しておりますとおり、（仮称）波帰之瀬橋につきましては、高千穂町と五ヶ瀬町の境を流れる五ヶ瀬川に架かる橋長が412メートルの橋であります。

下段の側面図を御覧ください。

本工事は、赤着色しております区間の上部工の工事で、延長が210メートルであります。

前のページに戻っていただき、17ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は23億3,452万760円、変更金額は23億8,917万2,347円で、5,465万1,587円の増額であります。

契約の相手方は、ピーエス・山崎・矢野特定建設工事共同企業体で、工期は、令和8年3月10日～令和11年3月31日であります。

4の変更理由であります。

先ほどの議案第11号と同様に、令和8年3月から適用された公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による請負金額の変更を行うものであります。

20ページを御覧ください。

議案第13号の主要地方道竹田五ヶ瀬線、波帰之瀬工区で施工する（仮称）波帰之瀬橋上部工工事（P1張出）に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

先ほどの議案第12号と同じになりますので、説明については省略させていただきます。

2の工事概要であります。

21ページを御覧ください。

本工事は、下段の側面図にあります赤着色している区間の上部工の工事で延長が202メートルであります。

前のページに戻っていただき、20ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は21億9,868万円、変更金額は22億5,015万2,292円で、5,147万2,292円の増額であります。

契約の相手方は、オリエンタル白石・上田工業・木田建設特定建設工事共同企業体で、工期は、令和8年3月10日～令和11年3月31日であります。

4の変更理由であります。

議案第11号と同様に、令和8年3月から適用された公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による請負金額の変更を行うものであります。

○中武河川課長 委員会資料23ページを御覧ください。

議案第14号の大規模特定河川事業耳川福瀬大橋下部工工事の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

本事業は、右の位置図に示すとおり、二級河川の耳川をまたぎ、日向市東郷町山陰の広瀬地区と主要地方道中野原美々津線を結ぶ、日向市管理の市道橋の架け替えでありまして、橋の桁の位置が低く、洪水の流れを阻害しているため、河川改修事業で橋梁の架け替えを行い、流下能力の向上を図るものであります。

橋長は170メートルで、車道幅員は4メートル、全幅は5メートル、全体事業費は約20億円であります。

次に、2の工事概要であります。

24ページの上段の平面図を御覧ください。

黒着色しているP1橋脚とA2橋台が完成しており、本工事は、赤着色の2か所の工事であります。右側に航空写真がありますが、既設橋の下流側に整備を行っております。

次に、下段の側面図を御覧ください。

左側のA1橋台は、高さ3.8メートル、基礎形式は直接基礎、P2橋脚は、高さ17.7メートル、基礎形式は、場所打ち杭基礎であります。

前のページに戻っていただき、23ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

(1)の契約金額が4億7,381万9,925円、

(2)の変更金額が5億2,275万8,278円で、4,893万8,353円の増額であります。

(3)契約の相手方は、松本・児玉経常建設共同企業体で、(4)変更前の工期、令和6年10月21日から令和9年3月25日までを、令和9年7月31日までに延伸したいと考えております。次に、4の変更理由であります。

仮締切工における仮設鋼矢板の打設について、当初想定した地質に相違が生じたことによる補助工法の追加や、インフレスライド条項の適用による請負代金額及び工期の変更であります。

その内容について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

まず、1)の仮設鋼矢板の打設における補助工法の追加であります。

一番右の仮締切工構造図を御覧ください。

仮設鋼矢板は、橋脚の工事を行う際に、河川の水が入らないようにするため、橋脚の外側を囲むように設置いたします。

この鋼矢板の地中部の先端付近にございますこのA-A'方向の断面図をその下に示しておりますが、今回、補助工法の追加をする範囲は、赤矢印で示しております既設橋梁側付近の33.5メートルの範囲であります。

次に、左下の黒く囲んでおります施工方法のところを御覧ください。

これは施工のイメージ図になります。

左側のステップ①と書いていますけれども、当初発注時には、地質調査の結果から、パイプロハンマの振動で矢板を打設する計画としておりましたが、右のステップ②のように、大きな

玉石の層が確認されたことで、貫入が困難な状況となっております。

一番上の左上に地質の状況写真を示しております。

ボーリング調査では10センチメートル程度の玉石を想定しておりましたが、実際には赤枠で囲っている大きい玉石が確認されておりまして、右側の写真②のように、30センチメートルを超える大きさの石が出てきている状況であります。

また、この玉石が確認されている位置については、右下に赤矢印でお示ししておりますけれども、右側の仮締切工構造図中に示している茶色い層の箇所で、その下の灰色で示している岩盤の上部に確認されている状況となっております。

次に、補助工法を追加した変更後の施工方法を下段の赤枠部に示しております。

右の写真がケーシングと呼ばれる部材の全景写真になりますが、先端に硬質の突起を備え、確認されている玉石層でも掘削が可能であります。

ステップ①～③が、今回追加する補助工法の施工内容であり、ステップ①のように、ケーシングを回転させながら掘削を進め、ステップ②のように、計画の位置まで掘削を行っていきます。

次に、ステップ③では、ケーシング内の玉石混じりの土砂などの除去を行いまして、茶色で表示しておりますが、ケーシングの中を砂で充填いたします。これは次のステップ④において、バイブロハンマで鋼矢板を打設する際の施工性を確保することなどを目的に実施するものであります。

また、補助工法の追加等の影響により、契約工期の変更が必要となりますことから、工期を

令和9年7月まで延伸するものであります。

次に、26ページを御覧ください。

2) のインフレスライド条項の適用による変更であります。

インフレスライド条項の適用に関する説明につきましては、先ほどの道路建設課と重複いたしますので省略させていただきますが、本工事は、基準日が令和7年3月14日であり、残工期が約2年4か月であること。また、新単価適用後の残工事請負額が1%以上となったことから、今回、請負代金額の変更を行うものであります。

議案第14号については以上であります。

次に、委員会資料27ページを御覧ください。

議案第15号のダムメンテナンス事業松尾ダム右岸小門開閉装置更新工事の請負契約の変更にについてであります。

1の事業概要であります。

松尾ダムは、一級河川小丸川の上流、木城町中之又にあります。

次に、2の工事概要であります。

28ページを御覧ください。

上の図がダムの平面図であり、その右側の写真がダムを下流から見た全景写真になります。図中の青い矢印が小丸川の流れる方向を示しております。

次に、その下の写真を御覧ください。

これはダムの上部を拡大したのですが、松尾ダムには10基の水門がありまして、中央の2つを大門、左右の各4基ずつを小門と呼んでおります。

今回の工事は、赤枠で囲んでいる小門4基に関する開閉装置の更新であります。

その左側に拡大した写真を示しておりますが、青色の装置が現在の開閉装置でありまして、ワイヤーロープの緩みやギアの摩耗など、経年的

な劣化が確認されていることから、今回、長寿命化計画に基づく施設の更新を行い、ダム機能の信頼性向上を図ることとしております。

27ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要です。

契約金額は5億3,266万5,760円、変更金額は5億4,193万621円で、926万4,861円の増額であります。

契約の相手方は、豊国工業株式会社、工期は、令和8年3月10日～令和10年6月30日であります。

次に、4の変更理由です。

令和8年3月から適用された公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による請負金額の変更によるものであります。

2ページ先の29ページを御覧ください。

公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置による変更についてであります。

特例措置の説明につきましては、先ほどの道路建設課と重複いたしますので省略させていただきますが、松尾ダムでは、下の図の右側の二重囲み線のとおり、契約日が令和8年3月10日であり、予定価格の積算は、令和8年2月28日以前の旧単価を適用しており、今回、受注者からの請求があったことから、特例措置として、令和8年3月の新単価に置き換えて請負金額を変更するものです。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありませんか。

○山内委員 この労務単価の特例措置なんですけれども、国としては、この下請契約など労働者の賃金上昇につながるようにやっていたと思うんですが、それが適切に労働者の賃金上昇につながっているのか、何か確認をされたりしているんでしょうか。

○前田技術企画課長 まずは、入札が終わった後の契約の段階で、適正な賃金の支払いについての通知をさせていただいておりますし、また、業界団体に対しましても、毎年通知を出して下請までしっかり賃金の支払いがいくようにという形でお知らせしているところであります。

○坂本委員 議案第10号と議案第14号についてお伺いします。

それ以外の請負契約変更については、設計労務単価の変更ということでは、いわゆる定期改定と理解しているんですけども、この議案第10号と議案第14号については工法変更により工事価格にも変更が出ると理解してよろしいんでしょうか。

○椎葉道路建設課長 議案第10号につきましては、そのとおりであります。

○中武河川課長 議案第14号につきましては、工法変更とインフレスライド条項の適用による変更の2つの要因の増額となっております。

○坂本委員 ということは、工事の工法変更で増額するということですね。

○中武河川課長 まず工事の増額が発生しまして、今回、スライドですので、基準日以降の残工事をはじきます。その残工事に対して旧単価と新単価の差が出ますと、それをスライドとして追加しますので、そういった作業を二段階に分けて実施しているという状況です。

○坂本委員 分かりました。私が申し上げなかったのは、この2つの要因で請負金額が変わることなので、工事の増額分とインフレスライドによる変更による増額分で、一応内訳を示していただいたほうがいいのではないかとということです。口頭で結構ですのでもし分ければ教えてください。

○椎葉道路建設課長 議案第10号、委員会資料

10ページであります。

4の変更理由のところですけども、安定対策の追加変更に係る増額分が約3億円であります。

それから、インフレスライド条項の適用による変更増額分が約6,000万円で、合わせて約3億6,000万円の増額であります。

○中武河川課長 議案第14号になります。

今回の増額が4,893万8,000円余であります、まず工事の内容に関する増額が約4,819万円、インフレスライドに係る増額が約75万円であります。

○坂本委員 インフレスライド条項を適用させるタイミングについてお伺いしたいんですけども、御説明いただいた資料では3か年にまたがっているところを見ると、令和6年、令和7年と2月末に県が通知をして、3月1日から適用させるという仕組みになっていますが、これはもう定例化していると理解していいんでしょうか。

○前田技術企画課長 インフレスライドにつきましては、国の通達によって実施するものでありまして、これは急激な価格変動ということで、それに対する措置になっております。

残工期が2か月以上あるということで、その年に一度というか、2月あたりに国から通達が来ますので、それに合わせて物価の上昇が高ければ変更していくという形になっております。

○坂本委員 ちょうど御説明いただいたように、令和5年ぐらいからですかね、ロシアの戦争の影響とかいろいろあって、それで資材などが高騰しているということで、特にこの数年、やるのが当たり前というようになっているのは私も理解しているんですけども、大体これが定着しているということよろしいですね。

○前田技術企画課長 近年の価格上昇という形で労務単価も14年連続で引き上げていまして、平成24年からしますと価格も2倍ほど上昇していて、その中でやはり価格が急激に上昇している中で、毎年、定例的になっているような形に見えるところであります。

○坂本委員 最後に、今後のことですけども、このインフレスライド適用の対象になったような、価格が高騰している資材——鋼材や生コン、アスファルトや燃料などは、ずっとこのまま当分は上がっていく見込みを立てているのか、どのように考えているのか教えてください。

○前田技術企画課長 価格の部分については、県も国もいろいろ調べていますので、それに併せて動向を注視していくのがまず一番かなと思っています。

価格の上昇については、正直まだこちらで読める部分ではなくて、きちんと注視していくということしかできないと思っております。

○本田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○大部園道路保全課長 委員会資料30ページを御覧ください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が12件であります。

事故の内容について説明いたします。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

番号1、2、次のページの番号11の倒木事故につきましては、進行方向の左側から竹や樹木が突然倒れ、車両を直撃し、番号1はフロント

ガラスやボンネットなどを、番号2は車両天井部を、番号11はフロントガラスやドアなどをそれぞれ損傷したものであります。

本件は、事故の状況から相手方に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号3の穴ぼこ事故につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、タイヤを損傷したものであります。

本件は、相手方に前方不注意の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

番号4、次のページの番号8、10の枝落下事故につきましては、道路上空までせり出している樹木の枝が突然落下して車両を直撃し、番号4は車両上部を、番号8はボンネットやバンパーなどを、番号10はフロントガラスをそれぞれ損傷したものであります。

本件は、事故の状況から相手方に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号5の落石乗り上げ事故につきましては、道路上に落ちていた石に乗り上げ、フロントバンパー、オイルパンなどを損傷したものであります。

本件は、相手方に前方不注意の過失がありますので、県の過失割合を7割、相手方の過失割合を3割としております。

番号6、7、次のページの番号12の落石事故につきましては、のり面から突然落下した石が車両を直撃し、番号6はスライドドア、窓ガラスなどを、番号7、12は車両天井部をそれぞれ損傷したものであります。

本件は、事故の状況から相手方に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割

としております。

31ページを御覧ください。

番号9の側溝蓋不全事故につきましては、住宅への乗入口に設置されていたグレーチングが跳ね上がり、燃料ポンプなどを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から相手方に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

これら12件の事故に伴って発生した損害賠償額は、386万9,486円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所について情報の提供を呼びかけるなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○菊池管理課長 委員会資料32ページを御覧ください。

令和7年度宮崎県繰越明許費繰越計算書の報告であります。

これは、令和7年度に承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定しましたので、報告を行うものであります。

35ページを御覧ください。

35ページの計の欄であります。

一般会計の繰越しは48事業で、繰越額の合計は536億6,169万9,985円であります。

主な繰越理由は、関係機関との調整や工法の検討、用地交渉に日時を要したことにより、工期が不足したものであります。

次に、36ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計であります。

繰越額は2億284万8,834円で、繰越理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであ

ります。

次に、その下、港湾整備事業特別会計であります。

繰越額の合計は3億6,380万円で、繰越理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越額は、一番下にありますとおり、54事業で542億2,834万8,819円であります。

次に、37ページを御覧ください。

令和7年度宮崎県事故繰越し繰越計算書であります。

公共道路新設改良事業など、一般会計で10事業、主な繰越理由につきましては、各事業の右側に記載しております。

繰越額の合計は37億7,179万3,048円であります。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○下沖委員 委員会資料31ページの番号9、側溝蓋不全事故とあったんですけれども、燃料ポンプを破損したということでしたが、燃料パイプではなくてポンプですか。

○大部菌道路保全課長 燃料タンクのほうで、底部になりますけれども、グレーチングが跳ね上がりまして、タンクに直接当たったという事故になっております。

○下沖委員 燃料ポンプだったらタンクの上の燃料の中に入っているのです、どのようにポンプを破損したのかなと思ったのですが、タンクごと交換したのではないですか。

○大部菌道路保全課長 すみません、確認いたしますので少しお時間をください。

○本田委員長 では、本件に関しては確認いただきまして、後で報告をお願いしたいと思いま

す。

○下沖委員 委員会資料30、31ページで、東臼杵地区が4件あるんですけれども、何か東臼杵地区に集中している要因があるんですか。

○大部菌道路保全課長 やはり山間部につきましては、いわゆる落石対策などがまだ不十分な箇所が多いことが主な要因かと考えております。

○日高委員 繰越しの内容がよく分からないけれども、港湾の維持管理でしゅんせつの予算が毎年少ないですよ。これ増額してもらいたいですけれども、港湾内のしゅんせつの予算が少ないです。

○那須港湾課長 しゅんせつ予算につきましては、十分にタイムリーにできるような予算というのは少し確保できていない状況にありますけれども、県単を使ったり、あとは交付金を要望しながら、予算を確保していきたいと思えます。

○日高委員 河川は増額したんでしょう。河川はできて港湾ができない理由を教えてください。

○那須港湾課長 河川につきましては、多分、国土強靱化でしゅんせつしている部分もあるかと思えます。

港湾については、維持管理の範囲というところで、国土強靱化予算等がまだ当てられない状況等にあるのも一つの要因かと思えます。

○日高委員 国土強靱化の河川の予算は、いろいろな災害があるから流域治水としてあるけれども、港湾も国土強靱化の予算はなかったんですかね、今それを初めて認識しました。

○中武河川課長 港湾課と河川課の違い、明確ではありませんけれども、河川については、近年、雨が激甚化しておりますので、豪雨に対する安全確保が非常に重要ということで、昨年、増額をお願いして認められたところもありまして、若干、安全確保の意味合いが違うと感じて

おります。

○日高委員 港は河川の川下になるのでたまるんですよ。川上からずっと、土砂や木などがたまって、最終的には港にたまるわけですから。そこで港が浅くなって船がつかえるとか、また網を引く漁業でも木が沈んでいて網を傷めることもあるし、やはりしゅんせつをしないと港周辺がつかりますよね。

だから河川がきちんとしないから港にたまるんですよ。河川課が悪いわけじゃないけれども、まだその上がありますね。もとはといえば環境森林部がきちんと森林を管理しておけば、河川課もそこまで予算も使わないわけでしょう。それで港湾まで来るわけだから、これは表裏一体ですね。

表裏一体で、砂浜の予算は環境省から取ってきて、先ほど説明があったようにありがたい話で、そういう予算がある。なぜか港湾内のしゅんせつの予算だけ空白地帯となっていますが、担当次長としてはどう考えていますか。

○山浦県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

委員御指摘の港湾のしゅんせつなんですけれども、確かに先ほど課長も申したとおり、交付金などで要望をしっかりとしているんですが、なかなか現状は厳しいということで、引き続き、しっかりと要望等を行っていきたいと考えております。

○日高委員 要望していくことは当然やらないといけないけれども、やはり港湾のしゅんせつというのも大事ではないかと思うんですよ。

ですから、河川のしゅんせつと港湾のしゅんせつは係が違うだけで一緒だと思うんですよ。最終的に集まっていくのが湾内に来ただけで、一緒ですよ。

ですので、港湾内のしゅんせつは河川課がす

ればいいんですよ。湾から出たところは港湾課がして、湾内は河川課が予算をつけてやればいいんですよ、33億円の予算をつけているわけですからそれを使えばいい。

答弁はいいので、河川課長に少し考えてほしいという要望です。

○大部園道路保全課長 先ほどの管理瑕疵事故の件についてお答えいたします。

ポンプは、燃料タンクがまず損傷して、その影響で壊れたということで、金額が一番大きかったのでポンプということで説明させていただきました。

○本田委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○高澤空港・ポートセールス対策監 委員会資料38ページをお開きください。

宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチツ葉を合わせた、みやざき臨海公園と県立阿波岐原森林公園に係る次期指定管理者の選定についてであります。

ここで46ページを御覧ください。

下の図に、それぞれの施設の指定管理の範囲を赤色で示しております。これらの施設については指定管理者制度を導入しており、今期の指定期間が本年度末で終了となるため、令和9年度からの次期指定管理者を募集していくことを報告しまして、募集方針などを御説明するものであります。

38ページにお戻りください。

まず1の現在の管理運営状況であります。

(1) 施設の概要ですが、3番目の丸、現在の指定管理者はみやざき公園協会とフェニック

スリゾート株式会社の2者で構成するマリンパークスであります。

4番目の丸、指定期間は、令和4年4月から来年3月までの5年間であります。

39ページを御覧ください。

(2) 施設利用状況であります。両公園の年度ごとの利用者数を表にしております。

令和7年度では、表の最下段、両公園の利用者数合計は約31万人となっており、花火や音楽などの大型イベントの中止などの関係で減少しているところです。

(3) 施設収支状況であります。

39、40ページに、両公園の年度ごとの収支状況を表にしております。内訳に、収入として指定管理料と自主事業収入、支出として人件費や需要費などの科目ごとの費用と自主事業支出を示しております。

近年では、著しい労務単価上昇、物価上昇の影響により、39ページの表の最下段、みやざき臨海公園の収支差額と、40ページの表の最下段の県立阿波岐原森林公園の収支差額を合わせた合計もマイナスとなっております。

(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組であります。

両公園において、自主企画イベントの充実や海水浴期間以外の公園利用の促進などに取り組んでおります。

41ページを御覧ください。

(5) 評価にありますとおり、①みやざき臨海公園では、飲食提供施設の営業時間の延長や春のサンドフラワーフェスタをはじめ、自主企画イベントを各種実施することなどにより、新たな利用者層の取り込みや海水浴期間以外の利用者増につながっております。

②県立阿波岐原森林公園では、地域のまちづ

くり団体と連携するとともに、ドッグランやサイクリング大会を実施するなど、利用者数の増加や地域活性化に貢献しております。また、美しい宮崎づくりや花旅365の取組を推進するため、パークウェイなどに四季折々の植栽を行い、リゾート感を演出するなど、公園の利用促進に寄与しています。

両公園に共通し、誰もが公園を楽しめるための改善や工夫を実施していることに加え、利用者の安全確保や施設の維持管理に努め、適正な運営管理が行われております。

今後もより一層の利用者増や満足度を高めるための自主事業等に取り組むことが望まれているところであります。

次に、42ページ、2の次期の募集方針についてであります。

(1) の業務の範囲は、施設の利用、維持及び保全、安全管理等に関する業務であり、今期と同様であります。

(2) の指定期間は、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間であります。

(3) の基準価格は、両公園の合計で年額が1億9,367万3,000円、5年間の総額が9億6,836万5,000円であります。この価格が指定管理料の上限となります。

今期と比較し、年額が2,289万6,000円の増であり、主な増額の理由は、労務単価の上昇、物価上昇に対応するものであります。

(4) の募集概要につきましては、期間を7月2日～9月3日の約2か月間としております。期間中に現地説明会も予定しており、広報としては県広報や県のホームページ等で実施することとしております。

(5) 選定であります。

①には、審査の流れについて表に記載してお

ります。9月中旬の書類審査の後、選定委員会による審査、選定会議による確認を経て、指定管理者の候補者を選定いたします。

②、③には選定委員会と選定会議の委員の構成を表に示しております。

(6)の選定基準については、①住民の平等な利用が確保されること、②施設の効用を最大限に発揮する事業計画であることなど、5項目を設定しており、今期と同様です。

45ページの(7)審査項目・配点については、表の左の欄、5項目の選定基準ごとに、中の欄の審査項目を29項目設定して、右の欄の配点により審査を行うこととしており、点数の最上位の応募者が候補者となります。

46ページ、3のスケジュールであります。

6月8日に第1回目の選定委員会を開催し、募集方針等について御意見を伺ったところであります。

今後、7月2日から募集を開始しまして、その後9月中旬から審査等を実施し、10月中旬の選定会議での確認を経て、11月議会に議案を提出し、御審議いただきたいと考えております。議決後に指定管理者を指定、基本協定の締結等を経て、令和9年4月1日から新しい指定管理者による業務を開始する予定としております。

○井上美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料47ページをご覧ください。

美しい宮崎づくり推進計画(改定計画)の骨子(案)について説明いたします。

1の改定の趣旨につきましては、平成29年4月に施行した美しい宮崎づくり推進条例に基づき、県民の心豊かな暮らし及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、美しい宮崎づくり推進計画を同年11月に策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

計画期間が10年間で、今年度末までであることから計画改定を行うこととしております。

2の計画期間につきましては、改定計画におきましても来年度から令和18年度の10年間としております。

次に、3の現行計画の概要と課題であります。

(2)の5つの基本理念に基づき、(3)の目指すべき姿につきましては、愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承と定めております。

48ページを御覧ください。

(4)にありますように、本計画では、緑の枠に示しております条例に基づく4つの分野別施策と、青の枠で示しております分野別施策を横断する3つの重点施策に取り組んでまいりました。

(5)現行計画の課題であります。

①のとおり、多岐にわたる分野別の具体的な施策に計画的に取り組んできたところです。

②ですが、有識者会議において取組がおおむね進んでいるとの評価を受けた一方で、今後は、植栽を主体とした活動に加え、より発展的な取組や美しい宮崎づくりに対する気運醸成が必要であるとの指摘もあり、引き続き「美しい宮崎づくり」の継承が必要であると考えております。

③ですが、国スポ・障スポで取り組んだ、おもてなし環境の充実を大会後においてもレガシーとして継承していく必要があると考えております。

④ですが、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を契機とし、景観という観点から地域の価値を向上させる取組の推進が必要であると考えております。

⑤として、これらのことを踏まえまして、次期計画ではこれまでの取組を継承しつつ、関係

者との協働による継続的な「美しい宮崎づくり」が必要であると考えております。

49ページを御覧ください。

4の美しい宮崎づくり推進計画改定骨子（案）についてであります。

第1章から第4章では、おおむね条例に定められた内容に基づいておりますので、基本的な内容を継承し、情勢の変化や現状と課題を踏まえた見直し、主要指標の見直しを行ってまいりたいと考えております。

50ページを御覧ください。

第5章につきましては、今後10年間で重点的に推進する施策を定めます。ページの左側が現行の計画、右側が今回の案を示しております。

現行では、国スポ・障スポ等のイベントを見据え、重点施策の推進をしておりました。

右側の改正案ですが、国スポ・障スポ等の終了を見据え、ビッグイベントで培われたレガシーを継承するとともに、現在の植栽主体の取組から一歩進め、美しい宮崎づくりを通して社会参加や交流の場を創出することによる、安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会を目指すこととしております。

①の景観による地域のブランド力向上におきましては、現在、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指していることを踏まえ、伝統文化により培われる景観も重要ですので、伝統文化の保存・継承も含めた地域活性化やブランド力向上のための取組を推進することとしております。

②の景観を生かしたおもてなしにつきましては、現行のウのビッグイベントに向けた環境づくりの項目を削除しますが、その具体的な取組内容につきましては、ほかの重点施策へ分類し直し、レガシーの継承に取り組んでまいります。

③の宮崎を美しくする人づくりにおきまして

は、エの活動団体や県民同士の交流に関する項目を追加しまして、美しい宮崎づくりを行う県民同士の交流を促進したいと考えております。

51ページをご覧ください。

第6章につきましては推進体制ですが、現体制を継承することとしております。

5の改定のスケジュールにつきましては、市町村連絡会議、有識者会議、パブリックコメント等により、幅広い意見を伺いながら、今年度中に改定したいと考えておりますので、11月の常任委員会で素案を、2月の常任委員会で改定計画を報告する予定としております。

○小原建築住宅課長 委員会資料52ページを御覧ください。

宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定について御説明いたします。

目的及び改定の理由であります。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県が耐震化を進めるための実施計画として定めているものであります。

平成19年3月に第1期計画を策定して以降、これまでに東日本大震災などを背景とした法改正等を踏まえ、改定を行ってきたところであります。

今回、昨年度末で旧計画の期間が満了したことから、本県の地域防災計画など関係する計画等との整合を図りながら、計画期間を令和8～17年度の10年間とする次期計画として、耐震化率の目標値等についての改定を行ったものであります。

53ページを御覧ください。

改定の概要について説明いたします。

本計画は、第1章～第5章の構成となっております。

第1章の住宅・建築物の耐震化の実施に関す

る目標設定の主な改定内容としましては、耐震化率の現状値について更新し、目標値については見直しを行っております。

まず、住宅の耐震化率については、国が令和5年に実施した住宅・土地統計調査の結果を基に、県独自の推計を加え、令和7年度末の耐震化率としております。

中央にございますのが、住宅の耐震化率の推移を示すグラフとなりますが、黒色の折れ線が全国を、赤色が本県の耐震化率を示しております。

本県の耐震化率は、右から2番目になりますが、令和5年度末で86.4%、その右側の令和7年度末で88%であります。

次に、耐震化の目標値の見直しについて説明いたします。

旧計画では、グラフの右上、青色の枠内に記載しているとおり、令和7年度末の目標を90%としておりましたが、目標の達成までには2%及ばない状況となっております。

しかしながら、南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、本県でも甚大な被害が想定されておりますことから、見直し後の目標については、国の基本方針を踏まえ、緑色の枠内にありますとおり、令和12年度末までに95%、令和17年度末までにおおむね解消することとしております。

次に、54ページを御覧ください。

第2章～第5章では、支援制度の周知や専門技術者の育成、耐震化の必要性が伝わるよう広報活動やダイレクトメールなどにより、県民に直接的な働きかけを行うなど、これまでの取組を継続することとしておりますが、第2章におきましては、緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化を促進するために、道路管理者等と連携して取り組むことを追加しております。

また、第3章では、昭和56年以降に建築された、いわゆる新耐震基準の木造住宅であっても、柱や梁の接合部等の規定が強化された平成12年以前に建築されたものにつきましては、倒壊等の被害が確認されておりますことから、接合部分の金物の有無や壁の配置バランスなどの簡易なチェック項目により、所有者等でも検証可能な木造住宅の耐震性能検証法の周知を図ることを追加しております。

資料の説明は以上となりますが、4月にパブリックコメントを実施しましたところ、意見は特にございませんでした。

今年の2月定例県議会でお示ししました案の状態から大きな修正等することなく、予定どおり5月に改定しましたことを併せて報告させていただきます。

なお、改定後の計画につきましては、委員会資料に添付をしておりますので、後ほど御覧ください。

○山下高速道対策局長 高速道路の整備状況につきまして御説明いたします。

委員会資料55ページを御覧ください。

高速道路の状況について、左側の図、宮崎県の地図に高規格道路の路線図が入っているものであります。

赤丸の数字で1～12の番号をふっておりまして、その番号に基づき説明させていただきます。

初めに、本県では平成28年4月、東九州自動車道が北九州市から宮崎市までつながり、先月で10年という節目を迎え、開通による経済効果は10年で約1兆6,000億円、本県においても約7,000億円の経済効果をもたらすなど、ストック効果が発現されているところであります。

1の県内高速道路等の整備状況について、概要を御説明いたします。

まず、九州中央自動車道でありますが、九州中央自動車道は、県内延長約53キロメートルのうち、18.2キロメートルが供用済みであります。

事業中区間は、赤線の①～③のとおり、五ヶ瀬町から日之影町までの区間となっております。①の「蘇陽～五ヶ瀬東」間では、令和5年11月に着工式が行われ、今年度は調査設計や用地買収のほか、湧の元橋の下部工事などが予定されております。

②の「五ヶ瀬東～高千穂」間は、昨年度、本区間で2基目となる越次トンネルの工事に着手されるなど、工事が着実に進められております。今年度は調査設計や用地買収のほかに、新たに新津花トンネル工事に着手する予定となっております。

③の「高千穂～雲海橋」間では、令和5年度から用地買収に着手してございまして、今年度も引き続き調査設計や用地買収が予定されております。

④の「平底～蔵田」間は、令和6年4月に計画段階評価に選定されまして、12月に九州地方小委員会におきまして第1回目の審議が行われ、事業化に向け前進したところであります。

次に、東九州自動車道についてであります。

東九州自動車道で唯一未事業区間でありました「南郷～奈留」間が、令和6年度に新規事業化され、全線開通に向け大きく前進したところであります。

東九州自動車道は、県内延長約187キロメートルのうち、154.6キロメートルが供用済みであります。

⑤の「日南東郷～油津」間は、今年度、益安地区の改良工事や広渡川と酒谷川の合流部に架かる日南油津大橋の上部工事などが、引き続き実施される予定となっております。

⑥及び⑧の「油津～南郷」、「奈留～夏井」間は、令和4年10月に着工式が行われまして、本年度は調査設計や用地買収のほか、串間インターチェンジ橋の工事や新たに西方第二トンネル工事に着手する予定となっております。

次に、東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化とスマートインターチェンジについてであります。

⑨ですが、昨年12月に「宮崎PA～清武IC」間が、県内の東九州自動車道で初めてとなる4車線化工事が完成いたしまして、災害時において信頼性の高い通行機能が強化されることや、平常時においても、時間信頼性や事故防止に大きく寄与されることが期待されているところであります。

また、「日向～都農」間、「高鍋～宮崎西」間は、4車線化の優先整備区間に選定されており、そのうち、⑩の「高鍋～西都」間の一部4.7キロメートルが4車線化事業に着手され、令和5年12月に着工式が行われました。

さらに、⑪の新富新田原スマートインターチェンジの工事が進められているところです。

⑫の休憩施設の整備におきまして、先月27日にNEXCO西日本が短期的な対策として、日向インターチェンジに西日本初となるインターチェンジ内側駐車場に取り組むと発表があったところであり、供用時期については未定となっております。

県といたしましては、中長期的な対策として、本設の休憩施設の整備を引き続き、国等へ要望してまいります。

以上が整備状況の説明であります。

次に、2の課題についてであります。

南海トラフ地震などの大規模災害への対応の観点や物流の効率化の促進など県内の経済活動

の基盤を整備する観点から、（１）事業中区間の早期完成、（２）九州中央自動車道「平底～蔵田」間の計画段階評価の推進が課題となっているところであります。

次に、災害時における通行機能の確保や、平常時における時間信頼性や事故防止の観点から、（３）暫定２車線区間の早期４車線化が課題であります。

また、高速道路を安全・安心に利用いただくためにも、（４）休憩施設の充実が課題となっております。

課題解決に向けましては、国土交通省やNEXTCO西日本等としっかり連携を図り、県内高速道路の全線開通と暫定２車線区間の４車線化や休憩施設の充実を目指し、全力で取り組んでまいります。

○本田委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、次期指定管理候補者の選定について質疑はありませんか。

○山内委員 委員会資料39ページになりますけれども、施設利用状況が減少している、また施設収支状況も、みやざき臨海公園は減少しているということですが、説明の中で大型イベントが中止になったことを言われていたんですけれども、大型イベントはどんなイベントが中止になって、来場者数と収支をどれくらい見込んでいたのか詳しく教えてください。

○高澤空港・ポートセールス対策監 今の御質問ですけれども、（２）の施設利用状況の中に宮崎港マリナー施設があります。

ここが令和６年度から令和７年度にかけて１万人強減っております。これは音楽・花火イベントが毎年夏に行われていたんですけれども、これがなかったというのが一番大きな原因となっております。

それから、利用者でいきますと、宮崎県サンビーチツ葉の海水浴期間利用者も減っております。

こちらにつきましては、昨年、台風が直撃したこともあって、この期間中に減っております。

ただ、その期間減ってはいるんですけれども、自主事業等で年間を通じて、この期間以外もいろんなことをしておりますので、トータルでは増えているような状況になっております。

そういったところで、大きく減ったというのは、夏のマリナーのイベントが大きな要因となっているところです。

○山内委員 令和６年度から令和７年度に減っている１万人程度は音楽フェスということでしたが、令和４年度から見ても大分減ってきているのかなと思うんですが、その期間は、例えば令和４年度から令和５年度、令和５年度から令和６年度に減った要因というのは何かあるんでしょうか。

○高澤空港・ポートセールス対策監 いろいろな要因はあるかと思えますけれども、令和４年度はコロナから復活して一時的に増えたというところもあるかと思えます。令和５年度から令和６年度に減った分ですけれども、これにつきましては、令和６年８月８日に大きな地震がありました。海辺ですので、そういったところで減ったというのがあるかと思われます。それ以前は非常に多かった状況なんですけれども、そこから少し減っています。

それから近年の猛暑も原因の一部ではないかと考えられるところです。

○下沖委員 委員会資料39ページ、みやざき臨海公園のことなんですけれども、指定管理者について、マリンパークスの前はNPKだったと思うのですが、何年に変わったんですかね。

○高澤空港・ポートセールス対策監 5期が先ほど申しあげましたように、マリnparksで、みやざき公園協会とフェニックスリゾート株式会社の2者でやっているところです。

それ以前の5か年も同じくマリnparksがやっているところです。

○下沖委員 自主事業支出について、どういう事業を自主事業として支出しているのかと思ひまして、イベントを見てみると、年間7回ぐらいイベントをやられているんですけれども、いろいろサンドアートや親子釣りとかですね。自主事業支出も6,800万円近くかかっているんで、その内容がわかれば教えてください。

○高澤空港・ポートセールス対策監 年間を通じまして、ビーチではビーチバーガーハウスなどをやっております。そこにかかる人件費や原料などの支出が一番大きな支出になっております。

あと、委員がおっしゃられたように、サンドフラワーフェスタの準備なども支出の中に計上されております。

○脇谷委員 マリーナなんですけれども、停泊しているヨットの所有者たちから、やはりいろいろと要望があるんですけれども、それに関してなかなかできないということも含めて、教えてください。

○高澤空港・ポートセールス対策監 こちらにつきましては、整備して*25年が経過しております。施設の老朽化などが進んでおります。

これまでも、定期的な点検でありますとか、利用者からの報告を受けて安全性確保の観点から必要な補修等を行っているような状況であります。

○脇谷委員 ということは、軽微な整備というのは、マリnparksにこの指定管理料の中で

やっていくという形ですかね。

○高澤空港・ポートセールス対策監 大規模なものにつきましては、県のほうで予算を確保してすることとしております。ただ、軽微なものについては、指定管理者でやっていただいている状況です。

○下沖委員 先ほどの大きい支出がビーチバーガーハウスということでしたが、自主事業収入が自主事業支出と一緒にいるんですけれども、これは大きな収入でいうと停泊料といろんなパラソルとかボートとかの貸出しとかをやっている、そちらの収入のほうが上がると思うんですけれども、バーガーの売上げなども自主事業収入に入っているんですか。

○高澤空港・ポートセールス対策監 委員がおっしゃられたように、それも含まれております。

○本田委員長 次に、美しい宮崎づくり推進計画（改定計画）の骨子（案）について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 次に、宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定について質疑はありますか。

○坂本委員 今年2月に審議して、それを基にして改定版が出来上がったということで見させていただきました。

気になったところで、公共の建物に関することだけお伺いしたいんですけれども、災害時の拠点となる公共建築物で、まだ現状の耐震化率が令和6年度末で44%とかなり低い状況なんです。具体的にどのような建物が進んでいないのか教えていただけますか。

○小原建築住宅課長 具体的に申し上げますと、市町村の庁舎の中でも、支所といわれているよ

※41ページに訂正発言あり

うなものであります。

○坂本委員 県有施設で4棟、耐震化が進んでいないという表記があるんですけども、具体的に分かれば教えていただけますか。

○小原建築住宅課長 少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○本田委員長 それでは先に進めます。

次に、高速道路等の整備状況について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高澤空港・ポートセールス対策監 すみません。先ほどの脇谷委員からの質問に、整備から25年と申し上げましたけれども、26年の間違いでございました。修正させていただきます。

それから、下沖委員から御質問があった分ですけれども、過去にマリnparksがやっていたという話ですが、少し補足説明させていただきますと、現在、今度は6期目を募集するんですけれども、3～5期はマリnparksですが、それ以前には、ほかの業者も入っていたというところですよ。補足させていただきます。

○本田委員長 最後に、その他で何かありませんか。

○日高委員 先ほどの河川と港湾の予算の件は、河川課と港湾課でうまいこと話をして、河川が絡むところの港湾は、河川ともいえるんですよ。港湾課が管理しているかもしれないけれども、河川ともいえるから、それを港湾事務所ともうまいこと話をして、港湾課の予算で港のしゅんせつをしないといけないときは、河川課の予算も使えるように、河川課長と港湾課長で話をして、部長に最終的にはいいですかと聞いて、部長が分かったと言って、もうやるような流れでやっていかないとかなかなか——漁港と港湾もまた違うし、漁港という定義と港湾という定義も

分からないし、掘るところは結局一緒なので。ですから協力してやれば、湾の外の海を掘れと言っているわけではないから、河口付近をどちらの予算でやるのかという話です。

○那須港湾課長 いろいろ提案をいただきましたけれども、港湾内の航路ですとか泊地ですとか、こういったところの施設の維持というのは、基本的には港湾課ですべきだと思います。

予算につきましては、部内で港湾もやれるように、話は港湾サイドとしてお願いしたいと思っています。

○日高委員 補正予算をつけるぐらいの気持ちでやってください、要望です。

○脇谷委員 本県は生コンの価格が九州内でも1番高いし、全国でも高いほうなんですけど、一般の方が鉄筋コンクリートの幼稚園園舎を建て替えたいということで、調べたところあまりにも高かったということで、こちらに来たんですが、公共工事をするにあたって、この生コンの価格がどのように影響しているかということと、それが今後どのような方向性でいくのかということをお教えください。

○前田技術企画課長 生コンの価格につきましては、委員がおっしゃられますように、高い形で上昇しています。これは生コンだけではなくて、今、中東情勢も絡んでいて、全体的にいろいろな資材価格が上がっているような状況であります。

こちらについては、資材価格をしっかりと、県の単価に反映していくという形で、毎月調査をして、それがしっかりと反映できるようにやっているような状況であります。

あと併せて、実際に使ったときの価格から、その後資材単価に反映するときに、少し時間がかかるものですから、それが少しでも早く単価

に反映できるように、前倒しをしながら、価格対応しているところであります。

今後も同じような形で、しっかり最新の市場単価等も把握しながら、しっかりと対応できるようにしていきたいと考えております。

○**本田委員長** よろしいですか。

それでは、その他ということで、私から1点ありますので、委員長の職務を副委員長と交代します。

6月10日に坂口議員の一般質問に対する知事の答弁で、南海トラフ地震等に対応する津波被害軽減に、本格的に着手するということで、県道のかさ上げ等について言及がありまして、知事からは強い意志を持って検討していきたいというお話がございました。

この件につきまして、大変重要なことだと思っております。今、県土整備部としてどういった考え方を持って、どういう形で今後取り組んでいかれるのかということ等について、お話をいただきたいと思います。

○**椎葉道路建設課長** 知事の答弁の中で、南海トラフ巨大地震による津波被害に備え、県土強化を一層進める必要があるという強い認識が示されたと受け止めております。

我々、県土整備部としましては、知事の考えを実現するために、今後、知事と協議を行いまして、具体的な検討に着手したいと考えております。まずは、技術的な課題の整理を行っていききたいと考えております。

○**本田委員長** 宮崎市でも、昨日の新聞等に議会でも質問があったということで、注目は結構高いと思っております。この常任委員会の中でもしっかり議論を進めていきたいと思っておりますので、今後とも対応をよろしくお願いいたします。

○**河野副委員長** 委員長の職務を委員長に交代いたします。

○**本田委員長** それでは、先ほど質問がありました建築住宅課の回答はいかがでしょうか。

○**小原建築住宅課長** 申し訳ございません。今、資料がございませんので、何らかの形で御報告させていただきます。

○**本田委員長** それでは、資料を全員提供ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、資料提供をよろしく願いいたします。

以上をもって、県土整備部を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時39分再開

○**本田委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日18日の木曜日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** それでは以上で、本日の委員会を散会いたします。

午後2時40分散会

令和8年6月18日(木曜日)

午後1時0分再開

出席委員(6人)

委 員 長	本 田 利 弘
副 委 員 長	河 野 通 博
委 員	山 内 いっとく
委 員	下 沖 篤 史
委 員	坂 本 康 郎
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(1人)

委 員	日 高 博 之
-----	---------

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	矢 野 智 史
議事課主任主事	前 鶴 彩 友

○本田委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第24号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時3分再開

○本田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、7月23日木曜日に予定されております閉会中の委員会についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時18分再開

○本田委員長 委員会を再開いたします。

7月23日木曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月27日月曜日に開催を予定しております。

当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に、委員長が報告することとなっております。

この報告については、お手元に配付の委員長報告骨子（案）を基に行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、総会における委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から全員協議会で総会における委員長報告を協議し、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、10月14日の水曜日から16日の金曜日に予定されております県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時25分再開

○本田委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、7月23日の閉会中の委員会で、改めて行程等も含めて御意見をいただきたいと思いますと思いますが、本日いただいた意見を参考に決めていきたいと思っております。

正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時25分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 本 田 利 弘